

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月25日
【事業年度】	第43期(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田順三
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648 - 2111
【事務連絡者氏名】	経営管理本部栃木経理部課長 古川重明
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次 決算年月	第39期 平成17年9月	第40期 平成18年9月	第41期 平成19年9月	第42期 平成20年9月	第43期 平成21年9月
売上高 (百万円)	53,580	53,879	54,157	54,703	53,294
経常利益 (百万円)	6,091	6,099	6,541	7,179	6,770
当期純利益 (百万円)	3,311	3,321	3,418	3,596	3,768
純資産額 (百万円)	46,091	50,049	51,608	49,482	48,458
総資産額 (百万円)	63,269	65,890	69,099	66,556	63,398
1株当たり純資産額 (円)	1,539.68	1,636.34	1,686.67	1,773.67	1,767.91
1株当たり当期純利益金額 (円)	109.17	111.07	114.30	125.52	138.81
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.9	74.3	73.0	72.4	74.5
自己資本利益率 (%)	7.5	7.0	6.9	7.3	7.9
株価収益率 (倍)	18.4	20.2	18.2	13.2	14.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	5,673	6,058	5,495	6,226	5,002
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	2,835	2,339	4,599	6,438	5,083
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	1,233	1,315	1,314	5,105	3,614
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	24,818	27,221	26,803	21,486	17,790
従業員数 (人)	2,157	2,192	2,221	2,211	2,335

- (注) 1. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第40期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第39期 平成17年9月	第40期 平成18年9月	第41期 平成19年9月	第42期 平成20年9月	第43期 平成21年9月
営業収入 (百万円)	49,535	50,265	50,423	50,634	49,742
経常利益 (百万円)	5,892	6,032	6,250	6,672	6,848
当期純利益 (百万円)	3,240	3,305	3,311	3,426	3,810
資本金 (百万円)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
発行済株式総数 (千株)	29,916	29,916	29,916	27,916	27,916
純資産額 (百万円)	44,690	47,522	48,921	46,531	45,596
総資産額 (百万円)	58,238	61,107	63,926	61,061	58,561
1株当たり純資産額 (円)	1,493.03	1,589.12	1,636.07	1,667.77	1,706.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	35 (15)	40 (20)	40 (20)	44 (20)	44 (22)
1株当たり当期純利益金額 (円)	107.07	110.52	110.72	119.57	140.33
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	76.7	77.8	76.5	76.2	77.9
自己資本利益率 (%)	7.5	7.2	6.9	7.2	8.3
株価収益率 (倍)	18.7	20.3	18.7	13.9	14.0
配当性向 (%)	32.69	36.19	36.13	36.80	31.35
従業員数 (人)	1,914	1,949	1,972	1,958	2,081

(注) 1. 営業収入には消費税等は含まれておりません。

2. 第39期の1株当たり配当額には創業40周年記念配当5円、第40期の1株当たり配当額には創業40周年記念配当10円(中間配当及び期末配当それぞれ5円)及び第42期の1株当たり配当額には連続30期増収増益記念配当4円を含んでおります。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

年月	沿革
昭和41年10月	当社は、昭和41年10月22日、会計事務所の職域防衛・運命打開及び地方公共団体の行政効率向上のための計算センターの経営を目的として、栃木県宇都宮市において設立されました。 株式会社栃木県計算センターの設立
昭和46年8月	T K C 東京計算センターを開設、以後、全国的に計算センターを展開
昭和47年9月	株式会社テイケイシイ東京用品センター（平成5年12月 株式会社T K C 東京サブライセンターに社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕 株式会社テイケイシイ大阪計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 大阪用品センター平成5年12月 株式会社T K C 大阪サブライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕 株式会社テイケイシイ岡山計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中四国用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中四国サブライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和47年11月	株式会社テイケイシイに商号変更 株式会社テイケイシイ東北計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 東北用品センター平成5年12月 株式会社T K C 東北サブライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和47年12月	株式会社テイケイシイ名古屋計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中部用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中部サブライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和48年11月	株式会社テイケイシイ九州計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 九州用品センター平成5年12月 株式会社T K C 九州サブライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和50年8月	東京ラインプリンタ印刷株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和51年2月	株式会社テイケイシイ埼玉計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 関信用品センター平成5年12月 株式会社T K C 関信サブライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和53年1月	T K C システム開発研究所を開設
昭和57年10月	T K C 保安サービス株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和59年10月	T K C 税務研究所を開設
昭和60年2月	株式会社T K C マネジメントコンサルティングを設立（現・連結子会社）
昭和60年4月	T K C 沖繩情報サービスセンターを開設、以後、全国的に情報サービスセンターを展開
昭和60年8月	O A 技術開発センターを開設
昭和61年12月	定款上の商号を株式会社T K C に変更
昭和62年6月	計算センターの名称を情報センターに改称
昭和62年7月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和62年9月	T A S K 技術開発センターを開設

年月	沿革
平成2年3月	T K C 東京第2情報センター、T K C 新宿南情報センター及びT K C 池袋情報センターの情報処理サービス部門を統合しT K C 東京統合情報センターを開設
平成2年4月	株式会社T K C 戦略経営研究所を設立 [平成12年10月 当社が吸収合併]
平成3年6月	T K C データ・エントリー・センターを開設
平成4年1月	T K C 判例検索サービスセンターを開設
平成4年11月	T K C 大阪情報センター、T K C 京都情報センター及びT K C 兵庫県情報センターの情報処理サービス部門を統合しT K C 関西統合情報センターを開設
平成6年2月	システム開発センターを開設
平成8年3月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成10年1月	T K C 名古屋情報センター、T K C 静岡県情報センター及びT K C 長野県情報センターの情報処理サービス部門を統合しT K C 中部統合情報センターを開設
平成10年6月	新システム開発センターを開設
平成11年7月	システム開発部門において品質保証の国際規格「I S O 9 0 0 1」の認証を取得
平成13年3月	T K C 九州情報センター、T K C 熊本情報センター及びT K C 鹿児島情報センターの情報処理サービス部門を統合しT K C 九州統合情報センターを開設
平成14年11月	登記社名を定款上の商号である株式会社T K C に変更
平成15年3月	東京ラインプリンタ印刷株式会社（現・連結子会社）において財団法人日本情報処理開発協会から「プライバシーマーク」を取得
平成15年7月	T K C 岡山情報センター、T K C 広島情報センター及びT K C 四国情報センターの情報処理サービス部門を統合しT K C 中四国統合情報センターを開設
平成15年10月	T K C 北海道情報センター、T K C 東北情報センター、T K C 栃木県情報センター及びT K C 沖縄情報センターの情報処理サービス部門をT K C 統合情報センターに、S C G 部門をT K C S C G サービスセンターにそれぞれ改組 T K C 情報サービスセンター（会計事務所事業）の名称をT K C S C G サービスセンターに改称 T K C インターネット・サービスセンター（T I S C）を開設
平成16年4月	民間企業では初めて「L G W A N（総合行政ネットワーク）- A S P 接続資格審査」に合格 財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（地方公共団体事業部門）
平成17年6月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（全社）
平成20年12月	A S P サービスに係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性に関し、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」に基づく報告書（通称：18号報告書）を新日本有限責任監査法人より取得

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社3社及び関連会社3社により構成されており、会計事務所事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売）、地方公共団体事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売）及び印刷事業を営んでおります。

各事業における当グループ各社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

1 会計事務所事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス T K C 統合情報センターによるコンピュータ・サービス T K C インターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p> <p>4. サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等</p>	<p>（サービス及び販売） 当社は、会計事務所またはその関与先企業に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器及びコンピュータ会計用事務用品の販売等を行っております。</p> <p>（製造及び制作） 1. 子会社東京ラインプリンタ印刷(株)は、情報処理サービスを行うために使用するT K C コンピュータ会計用連続帳表等の印刷及びT K C コンピュータ会計システムを利用するための事務用品を製造しています。 2. 関連会社(株)T K C 出版は、T K C 会員会計事務所及びその関与先企業に価値ある経営情報を提供するために経営、税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作を行っております。</p> <p>（その他） 1. 子会社T K C 保安サービス(株)は、当社が所有するビルの警備・営繕等の管理業務を行っております。 2. 子会社(株)T K C マネジメントコンサルティングは、財務、会計、経営に関する情報システムの販売及びコンサルティング業務等を行っております。 3. 関連会社(株)スカイコムは、当社の開発するソフトウェアの一部について開発受託しております。 4. 関連会社(株)アイタックシステムズは、当社からオフィス機器を仕入れて会計事務所の関与先企業に販売しております。なお、(株)アイタックシステムズは、平成21年10月30日開催の臨時株主総会において特別清算の決議をしております。</p>

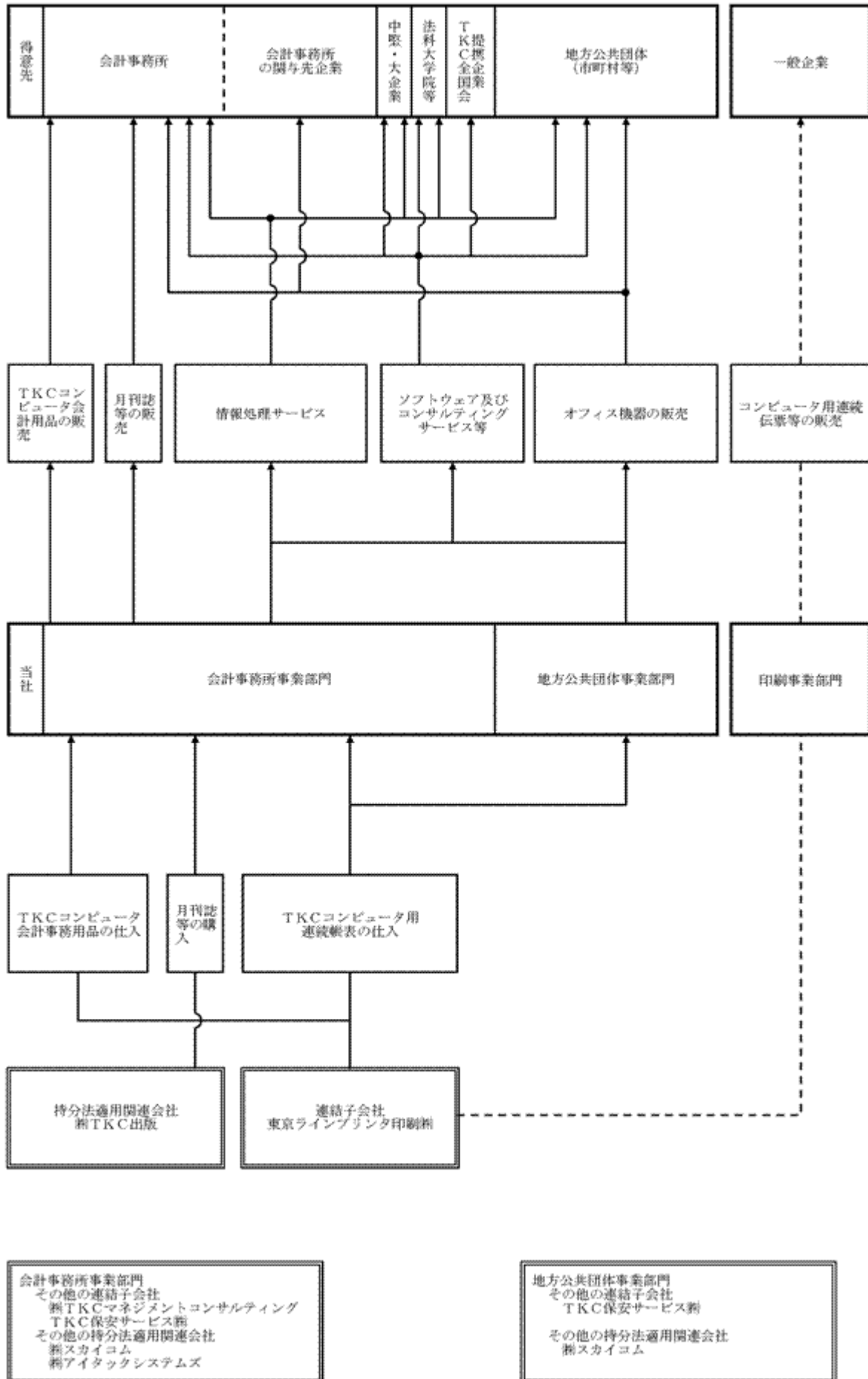
2 地方公共団体事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス T K C 統合情報センターによるコンピュータ・サービス T K C インターネット・サービスセンター (T I S C) によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p>	<p>(サービス及び販売) 当社は、地方公共団体 (市町村等) に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売等を行っております。</p> <p>(製造) 子会社東京ラインプリンタ印刷(株)は、情報処理サービスを行うために使用する T K C コンピュータ用連続帳表等の印刷を行っております。</p> <p>(その他) 1. 子会社 T K C 保安サービス(株)は、当社所有ビルの警備・営繕等の管理業務及び当社のコンピュータ出力帳表等の梱包及び発送業務の一部を行っております。 2. 関連会社(株)スカイコムは、当社から一部のソフトウェアの開発を受託しております。</p>

3 印刷事業

主要な製品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントアウトサービス、パンフレット等</p>	<p>(製造及び販売) 子会社東京ラインプリンタ印刷(株)は、一般企業向けのコンピュータ用連続伝票及び一般事務用伝票等の製造・販売及び D P S (データプリントアウトサービス) を行っております。</p>

事業の系統図は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

(1)連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
東京ラインプリンタ 印刷(株)	東京都板橋区	100	印刷業 コンピュータ用連 続帳票等の製造・ 販売	55.0	コンピュータ用連続 帳票の仕入等 事務所の賃貸 倉庫の賃借 役員の兼任等...有
T K C 保安サービ ス(株)	栃木県宇都宮市	10	警備・営繕及び清 掃業務	100.0	警備・営繕等及び梱 包・発送業務 役員の兼任等...有
(株)T K C マネジメン トコンサルティング	東京都新宿区	100	財務、会計、経営に 関する情報システ ムの販売及びコン サルティング業務	100.0	システムの販売 コンサルティング業 務の委託等 役員の兼任等...有

- (注) 1. 東京ラインプリンタ印刷(株)は特定子会社に該当しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(2)持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)T K C 出版	東京都千代田区	166	月刊誌の制作等	33.5	月刊誌の購入等 役員の兼任等...有
(株)スカイコム	東京都台東区	403	システムの開発と 販売	30.3	システム開発の委託 事務所の賃貸 役員の兼任等...有
(株)アイタックシステ ムズ	東京都中央区	60	オフィス機器及び 事務用消耗品等の 販売	40.0	オフィス機器の売上 事務用消耗品の仕入 役員の兼任等...無

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. (株)アイタックシステムズは、平成21年10月30日開催の臨時株主総会において特別清算の決議をしております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
会計事務所事業	1,519
地方公共団体事業	539
印刷事業	47
全社(共通)	230
合計	2,335

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,081	35.3	12.2	6,239,291

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておられません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度において、売上高は53,294百万円（前連結会計年度比2.6%減）、営業利益は6,766百万円（前連結会計年度比3.0%減）、経常利益は6,770百万円（前連結会計年度比5.7%減）、当期純利益は3,768百万円（前連結会計年度比4.8%増）の業績となりました。

当連結会計年度における事業の種類別セグメントの概況は、次のとおりであります。

1. 会計事務所事業部門における事業の概況

(1) はじめに

株式会社T K Cは、昭和41年10月22日、創業者である故飯塚毅博士により、会社定款に次の2つの事業目的（第2条）を掲げて設立されました。

- 1) 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営、
- 2) 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営。

その後、業容の拡大に伴い定款上の事業目的は追加されましたが、会計事務所と地方公共団体を支援するための計算センターの経営という基本方針は43年後の今日まで変わっておりません。

なお、以下の説明において当社の顧客である税理士または公認会計士を「T K C 会員」、T K C 会員の会計事務所を「T K C 会員事務所」、T K C 会員の顧客である企業を「関与先企業」、T K C 会員が加盟する全国組織を「T K C 全国会」、全国で20ある地域組織を「T K C 地域会」と表記しています。

T K C 全国会は昭和46年8月17日に設立され、次の事業目的を掲げて活動しています。

- 1) 租税正義の実現
- 2) 税理士業務の完璧な履行
- 3) T K C 会員事務所の経営基盤の強化
- 4) T K C コンピュータ会計システムの徹底活用
- 5) 会員相互の啓発、互助及び親睦

（注）T K C 全国会については、別冊『T K C 全国会のすべて』またはT K C 全国会のホームページ（<http://www.tkcnf.or.jp/>）をご覧ください。

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、当社の顧客である税理士または公認会計士が組織するT K C 全国会（会員数は1万47名：平成21年9月30日現在）との密接な連携のもとで事業活動を展開しています。

T K C 全国会は、平成20年及び21年における行動のスローガンとして、「企業の健全なる発展を支援し、T K C 会計人の使命と責任を果たそう！ - 黒字決算の支援と適正申告の実現 - 」を掲げ、全国で20のT K C 地域会とともに以下の5つを重点テーマとして活動しています。

- 1) 企業の黒字決算実現の支援
- 2) 巡回監査の完全実施と書面添付の推進
- 3) 電子申告・納税のさらなる推進
- 4) T K C 会員1万名超体制の達成
- 5) 会員事務所の業務品質の向上

当社では、T K C 全国会との連携のもとに、最新の情報通信技術（ICT）を積極的に活用し、会計事務所とその関与先である中小企業の存続と発展に役立つコンピュータ・サービス、ソフトウェア製品、コンサルティング・サービスを充実させ、全国のT K C 会員がその成果を等しく活用できるよう支援体制強化に取り組んでいます。

(2) 「企業の黒字決算実現の支援」のための支援活動

1) 黒字決算支援活動

昨年9月のリーマンショックに始まった世界同時不況により、悪化の一途をたどっていた経済環境も改善の兆しが指摘されるようになりました。しかし、その先行きは未だ不透明で、会計事務所の主な関与先である中小企業は依然としてきわめて厳しい経営環境に置かれています。

T K C 全国会においては、このような経営環境にある中小企業の生き残りとして黒字決算を支援するため、これまで約10年にわたって取り組んできた黒字決算支援と経営承継支援のノウハウを結集して、「黒字決算・経営承継支援プロジェクト2009」を組織し、全国のT K C 会員に対する支援活動を積極的に展開しています。

T K C 全国会では、その活動を次の2つの局面に分けて活動を展開してきました。

現下のきわめて厳しい経済環境を「非常時」とし、中小企業が生き残るために必要となる緊急避難的な資金調達に役立つ情報発信をT K C 会員に対して行う。

中小企業が非常時を脱し、新たな経済環境に適應するために必要となる経営改善のための支援ノウハウをT K C 会員に対して提供する。

平成21年4月には、T K C 会員を支援するため、T K C 全国会ネットワーク（「ProFIT」）に国・都道府県・市及び民間機関による緊急経済対策を紹介するコーナーを開設しました。また同時に、全国136会場において「世界同

時不況下で関与先企業をいかに支援すべきか～『黒字決算支援研修会』」を開催し、4,846会計事務所、1万1,000名の参加を見ることができました。また、7月から9月にかけては、この活動を強化するための研修会として、「『T K C会計人による経営力向上支援のすすめ方』～企業の経営力を強化し、持続可能な経営体制を実現するために～」を実施し、4,205会計事務所、1万1,228名の参加を得ることができました。さらに、10月からは、中小企業の経営者を対象として、T K C会計事務所主催による「T K C経営革新セミナー2009」を、全国3,000カ所、7万名の参加を目標として開催しています。

当社では、これらのT K C全国会が推進する各種活動が、関与先企業からのT K C会員に対する満足度の向上、あるいはT K C会員の関与先拡大につながるなどの認識に立ち、セミナーコンテンツの制作提供、プレスリリースやテレビCM「黒字決算支援」篇の放映、新聞広告を中心とした広報活動及びセミナー開催時の人的支援等を通じて、T K C会員を支援してまいりました。

T K C会員が関与先企業に対して行う黒字決算支援業務は、T K C全国会の指導のもとで開発した経営計画策定のための「継続M A Sシステム」、業績管理体制の整備のための「戦略財務情報システム(F X 2シリーズ)」、並びに適正申告の裏付けとなる税理士法第33条の2に基づく書面添付、さらには電子申告の活用など、T K Cシステムの利用と一体となっています。このため当社では、T K C全国会システム委員会の指導のもとに、これまでも増して「T K C継続M A Sシステム」と「F X 2シリーズ」のさらなるレベルアップを行うと共に、これらシステムの活用を支援しています。

「T K C継続M A Sシステム」の推進

赤字決算を黒字決算に転換させ、黒字経営を継続するためには、経営者の戦略思考に基づく「中期経営計画」の策定が欠かせません。T K C会員事務所では、関与先企業の持続的な黒字決算の実現を願って「T K C継続M A Sシステム」を活用した「経営改善計画」「5カ年経営革新計画」などの策定を支援しています。

特に当連結会計年度においては、T K C会員及び会員事務所職員向けの「はじめての継続M A S研修」を開催したほか、関与先企業の黒字決算実現のための支援を行う際に不可欠な資金繰りや経営改善のための打ち手のシミュレーション機能を搭載した、「T K C継続M A Sシステム2010」を7月から提供しました。当システムは当連結会計年度末現在、6,875事務所（前連結会計年度比102.4%）で利用されています。

「T K C戦略財務情報システム(F X 2シリーズ)」の推進

T K C会員事務所では、経営者の計数管理能力の向上を支援し、黒字決算と適正申告の実現に貢献する「F X 2シリーズ」の利用を積極的に推進しています。そのため当社では、「F X 2立ち上げ支援サービス」を展開し、会計事務所主導による関与先企業の自計化促進を支援してまいりました。当シリーズは当連結会計年度末現在、13万8,571社（前連結会計年度比103.8%）で利用されています。

2) T K C会員による中小企業の経営承継円滑化のための支援活動

日本の企業数の9割以上、雇用の7割以上を占める中小企業数は、昭和61年の532万7,000社をピークに平成18年には419万8,000社にまで減少しています。また、『中小企業白書2006』では、“年間の廃業社数は約29万社に及びこの廃業社数の内約7万社は「後継者がいない」ことを理由とする廃業であると推定”しています。

このような状況を踏まえ経済産業省殿では、中小企業の円滑な事業承継対策を地域経済発展のための重要な課題として捉え、民法及び相続税法等の改正、並びに事業承継に係る金融支援を視野に入れて、「中小企業経営承継円滑化法」を創設する等の支援に乗り出しました。

この動きに対応して、T K C全国会では、企業の黒字決算支援の一環として、平成20年6月に「経営承継支援プロジェクト」を発足させ、「税理士は中小企業の親身の相談相手となるべきである」との認識に立って「中小企業の経営承継円滑化大作戦」を展開しています。

T K C会員が推進する経営承継支援活動は、月次の巡回監査を通じた「黒字決算支援」と「事業承継法制・税制の活用」の2つを柱とした長期にわたる活動となっています。

その具体的な活動として、平成20年10月からT K C会員主催による「T K C経営革新セミナー2008 貴社の持続的繁栄のための経営承継サクセスプラン」を全国3,257事務所で開催し、中小企業経営者を中心に約7万名にご参加いただきました。また、このセミナーに引き続き「後継者塾」等が全国各地のT K C会員事務所で開催されています。

当社では、これらの開催支援がT K C会員に対する関与先企業の満足度の向上、あるいはT K C会員の関与先拡大につながるなどの認識に立ち、セミナーコンテンツの制作や積極的な外部メディアへの情報発信、テレビCM（「経営承継」篇）、新聞広告を中心とした広報広告活動及びセミナー開催時の人的支援等を通じてT K C会員を支援しました。

「事業承継税制適用要件判定プログラム(T P S 8 8 0 0)」の提供

当社では、T K C会員の関与先企業の円滑な事業承継を支援するため、T K C全国会システム委員会の指導のもとで「事業承継税制適用要件判定プログラム(T P S 8 8 0 0)」を開発し、9月1日から提供を開始しました。平成21年度税制改正において創設された事業承継税制は、経済産業省殿への事前確認、認定要件、税法上の適用要件や適用後5年間の事業継続要件など、適用にあたって複雑な判定が必要となります。当システムは、事業承継税制の適用基礎となるデータを入力するだけで事業承継税制の適用可否を簡単に判定することができ、T K C会員が行う関与先企業の円滑な事業承継支援活動をサポートしています。当システムは、提供開始から当連結会計年度末までの1カ月間で2,781式を受注しました。

(3) 「巡回監査の完全実施と書面添付の推進」のための支援活動

T K C 全国会では、平成21年末までに4,000事務所で12万件を超える「税理士法第33条の2に基づく書面添付」を実践することを目標に、会員への促進活動を展開しています。平成19年事務年度には、書面添付がなされた申告件数の60%超がT K C 会員が実施したものとなっており、平成20年12月には12カ月間の移動累計で10万件を突破しました。なお、この数字は「T K C タックスフォーラム 2 0 0 9」（平成21年6月19日開催）における国税庁殿の講演資料より推計したものです。

書面添付とは、税理士法第33条の2に基づき、税理士が作成した税務申告書について「その内容検討の程度、検討した項目及びその方法等を記載した書面」を添付することができるもので、税理士が作成した申告書の“品質を表明”するものです。

この書面添付について、国税庁殿と日本税理士会連合会（以下、日税連）殿では、「書面添付制度の普及と定着に関する協議会」を設置し、平成20年6月13日に具体的な取り組みの合意事項として「書面添付制度の普及・定着」を公表しました。

国税庁殿ではこれを受けて、平成21年4月1日付で「税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資する」ことを趣旨として「事務運営指針」を改訂しました。本指針によれば、記載内容が良好な添付書面について「税理士法第35条第1項に規定する意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合に、税理士等に対し『現時点では調査に移行しない』旨を原則として書面（いわゆる、「調査省略通知書」）により通知する」こととしています。また、これに歩調を合わせ、日税連殿では、書面添付制度を「税理士法第1条の理念を実現するもの」と定義し、「税理士は、国民の期待に応えるため、この基準に沿った添付書面を作成することが求められる」とした「添付書面作成基準（指針）」を平成21年4月1日付で公表しました。また、T K C 全国会においては、書面添付の基盤として「月次巡回監査」の実践を重視しています。当社では、T K C 会計人の実施する巡回監査をI T の側面から支援するため「巡回監査支援システム」を提供しています。平成21年6月には、巡回監査の品質を担保するため、当システムをレベルアップし、所長への「巡回監査報告書」等の提出と所長による検閲業務を強化するために「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（O M S）」のレベルアップを実施しています。

また、9月1日より、T K C 会員事務所の関与先企業の円滑な資金調達を支援するため、「会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書」（略称：「記帳適時性証明書」）の発行を開始しました。この記帳適時性証明書は、当社の計算センター利用による財務会計処理方式の特長を活かしたもので、T K C が第三者として、会計帳簿及び決算書並びに法人税申告書の作成に関して次の事実を証明するものです。

- 1) 当企業の会計帳簿は、会社法第432条に基づいて、「適時」に作成されていること。
- 2) T K C 会員事務所は、毎月、当企業を訪問して巡回監査を実施し、月次決算を完了していること。
- 3) 決算書は会計帳簿の勘定科目残高と完全一致しており、別途に作成したものではないこと。
- 4) 法人税申告書は当該決算書に基づいて作成され、申告期限までに電子申告されていること。

なお、8月31日から、当証明書の社会的認知度の向上を図るため、日本経済新聞に全面広告を5回にわたって掲載しました。この結果、複数の金融機関から「決算の正確性及び適時性を証明する『記帳適時性証明書』の発行は、金融機関にとって信頼できる決算書であるという証になる」などの評価をいただいています。

(4) 「電子申告・納税のさらなる推進」のための支援活動

T K C 全国会では、平成20年度において6,500会員事務所で194万件以上の電子申告実践を目標に掲げ、全国規模で推進活動を展開してきました。

当社では、この活動をシステム面から支援するため、T K C 全国会システム委員会の指導のもとに開発した法人用「T K C 電子申告システム（e - T A X 1 0 0 0）」と個人用「T K C 電子申告システム（e - T A X 2 0 0 0）」を提供しています。

このシステムは、「会計事務所が最も合理的な業務プロセスで電子申告を行えること」を目的に開発されたもので、平成20年度においては6,567事務所で212万9,555件（前年比125%超）の国税の電子申告及び57万件（前年比200%超）を超える地方税の電子申告に利用されました。特に法人税の電子申告においては、国税庁殿が発表した平成20年度の電子申告件数98万2,505件のうちT K C 会員の実績は41万2,366件と、約42%を占めています。T K C 会員以外の税理士事務所において電子申告への取り組みが遅れているなかで、T K C 会員が提出する法人税申告書は、すでに85%超が電子申告となっています。

このようなT K C 会員による電子申告のめざましい実績は、「e - T A X 1 0 0 0」に“一気通貫”でデータを連動できる「T K C 法人決算申告システム（T P S 1 0 0 0）」等の処理件数の拡大につながっています。なお、「T P S 1 0 0 0」の年間処理件数は、本年6月30日までに50万件を突破し、日本の法人税申告総件数（平成19年度：約280万件）の約18%に相当するものとなっています。

(5) 「T K C 会員1万名超体制」の達成

T K C 全国会では、平成21年6月23日に会員数が1万名を超え、「T K C 会員1万名超体制」をついに実現しました。この成果により、T K C 会員は税理士の全登録件数7万1,177人（日本税理士会連合会の公表）のうち、14%超を占めることとなり、また、全国2万9,480件（平成18年事業所・企業統計調査）の税理士事務所の28.8%にあたる8,500件超がT K C 全国会会員事務所となりました。

(6) 「会員事務所の業務品質の向上」のための支援活動

T K C 全国会では、「会員事務所の業務品質の向上」を実現するため、「研修制度の充実による会員・職員の錬成」「会員事務所のIT環境の充実」「T K C 全国会バッジ会員の拡充」の3つを重点テーマとして活動を実施しています。

1) 「オフィス・マネジメント・システム (O M S) 2 0 1 0」の提供

当社では、会計事務所のIT環境の整備による業務の統合化とペーパーレス化、さらにはP D C Aの推進による業務品質の改善を目的に、「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム (O M S)」を積極的に推進しています。電子申告の実践が拡大し、月次巡回監査及び書面添付実践のために会計事務所の内部管理がこれまで以上に重要となっていることを背景に、O M SはT K C 会員事務所にとって不可欠な業務インフラとなっています。当システムは、当連結会計年度末現在で5,149事務所 (前連結会計年度比103.7%) に利用されています。また、本年8月1日からは、マイクロソフト社の最新の . N E T 技術を活用し、インターネットとの親和性を高めた「オフィス・マネジメント・システム (O M S) 2 0 1 0」の提供を開始し、旧版からのレベルアップを推進しています。

2) 「R A T パトロール」の提供

当社では、本年7月1日に、T K C 会員及びその職員殿向けに、自宅あるいは出張先から会計事務所の「オフィス・マネジメント・システム (O M S)」またはT K C データセンターへのアクセスを可能とするため、「いつでも、どこでも、まるで事務所にいるような」I T 環境を実現する「R A T パトロール」の提供を開始しました。

この「R A T パトロール」は、当連結会計年度末現在で995会計事務所において1,388ライセンスが利用されています。

(7) T K C 会員の関与先拡大のための支援活動

1) 中堅・大企業市場の開拓

わが国経済のグローバル化に伴い、会計と税制の面で多くの制度改革がなされ、連結会計、連結納税、内部統制、四半期報告などが、上場会社を中心に、多くの中堅・大企業において採用されるようになりました。また、大企業において利用度が低いとされる電子申告も、地方税の電子申告受付を開始する地方自治体が増加しつつあることにより、導入の機運が高まってきています。このような変化を捉え、当社では「連結会計システム (e C A - D R I V E R)」及び「税効果会計システム (e T a x E f f e c t)」「連結納税システム (e C o n s o l i T a x)」「法人電子申告システム (A S P 1 0 0 0 R)」「統合型会計情報システム (F X 4 / F X 5)」を率先して開発し提供してきました。これらの活動の究極の狙いは、わが国の中堅・大企業の多くをT K C 会員の関与先企業とし、もって定款の事業目的に定める「会計事務所の職域防衛と運命打開」に貢献しようというものです。

当連結会計年度においては、この活動の一環として、次の活動を展開しました。

当社の連結会計システムや統合型会計情報システムを利用するユーザのメリットを高めるため、独自の統計資料や管理資料などを容易に作成できる「マネジメントレポート設計ツール」の提供を9月1日から開始しました。

中堅・大企業向けシステムの研修の拠点として「T K C 飯田橋ワークショップ」(東京新宿区 : 平成20年11月) に加え、「T K C なんばワークショップ」(大阪市中央区 : 平成21年9月28日) を開設しました。

当社及び中堅・大企業向けシステムの知名度と認知度を高めるため、5月から9月末にかけて、テレビCM「タックス・コンプライアンス」篇を放映しました。

さらに当社では、中堅・大企業市場を開拓し、T K C システムの活用による会計・税務業務の合理化に貢献すると共に、これらの企業をT K C 会員の関与先とすべく積極的に行動するため、中堅・大企業に対する施策を統括する「Gプロジェクト推進部」を9月1日に設置しました。

当連結会計年度末現在における各システムのユーザ状況は以下のとおりとなっています。

「連結会計システム (e C A - D R I V E R)」 : 360企業グループ3,550社

「連結納税システム (e C o n s o l i T a x)」 : 400企業グループ4,300社

「法人電子申告システム (A S P 1 0 0 0 R)」 : 450企業グループ650社

「統合型会計情報システム (F X 4 / F X 5)」 : 800企業グループ1,450社

2) T K C 全国会研究会への支援活動

T K C 全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所などを対象に、それぞれの分野の会計と税務に精通したT K C 会員による研究会を組織し、全国的規模でセミナーを開催して、その経営改善のための支援活動を展開しています。

当社では、公益法人等が新公益法人会計基準へ早期に移行できるよう、T K C 全国会の指導のもと、本基準に完全準拠した「公益法人会計データベース」(中小規模公益法人向け)、「F X 4 公益法人会計用」(大規模公益法人向け) を開発提供しています。

(8) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「L E X / D B インターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる判例等を収録しており、当連結会計年度末現在で、その収録文献数は60万8,500件を突破しています。

当社では、この「L E X / D B インターネット」を中核的なコンテンツとした「T K C ロー・ライブラリー」をアカデミー市場や法律事務所に提供すると共に、平成16年からは法科大学院において授業から自己学習までに利用できる「法科大学院教育研究支援システム」を提供し、現在73校の法科大学院に採用されています。

当連結会計年度においては、4月1日より「L E X / D B インターネット」の書誌情報に、「L E X / D B インター

ネット編集委員会」監修による当社独自の判例要旨の提供を開始しました。また8月1日からは、法律事務所や企業法務部向けサービスの全面リニューアルと利用料金の大幅な改定を行い、法律事務所市場への本格的な利用促進を開始しました。

さらに、T K C 会員事務所向け「T K C ロー・ライブラリー」の新たなコンテンツとして「T K C 会計・税務法令データベース」の提供を開始し、会計事務所における業務品質の向上と情報武装のためにご利用いただいています。

以上の諸活動の結果、当事業部門における売上高は39,480百万円（前連結会計年度比3.0%減）、営業利益は5,842百万円（前連結会計年度比1.4%増）の業績となりました。

2. 地方公共団体事業部門における事業の概況

当事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、住民福祉の向上と行政効率の向上を支援することを目的に、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 地方税の電子申告への対応

地方税の電子申告は、主に費用対効果の問題がネックとなり、平成20年9月末時点で電子申告の受付サービスを実施している団体は47都道府県18市1町（合計66団体）に止まっていた。しかし、平成20年度の地方税法の改正により「個人住民税における公的年金からの特別徴収制度」が導入され、平成21年1月から地方税ポータルシステム（e L T A X）を介して市町村と年金保険者（社会保険庁等）との間でデータの受け渡しが始まりました。これを機に、e L T A Xへ参加する団体は1,349団体（平成21年9月現在）に達し、そのなかで電子申告の受付サービスを開始する市区町村も334団体（平成21年9月現在）へと急増しております。

総務省殿では、平成23年1月から予定される国税（e - T A X）との連携に向け、すべての市区町村のe L T A X参加が不可欠であることから、当初予定（平成22年度末まで）を早め「平成21年度中の全団体の加入を目指す」としており、電子申告の実施団体もこれと並行して急速に拡大することが予想されています。

当社は、他社に先駆けて「T K C 行政A S P / 地方税電子申告支援サービス」を開発提供しました。当連結会計年度においては同サービスの中核をなす当社独自のA S Pサービス「データ連携システム」の新機能として「申告書のイメージ照会」などのサービスの提供を開始しました。また、同サービスの販売においては、全国の主要な地方公共団体向けシステム・ベンダー43社と業務提携を結び、協同して提案活動を展開しています。

これらの活動の結果、当連結会計年度末において当サービスの利用団体は累計で677市区町村となり、このうち158市区町村が電子申告の受付サービスを開始しました。平成21年12月には、さらに123市区町村において受付サービスがスタートする予定です。

(2) 「個人住民税における公的年金からの特別徴収」制度への対応

本年11月から「個人住民税における公的年金からの特別徴収制度」が開始されることに伴い、当社では社内に専門のプロジェクトチームを立ち上げ、「T K C 行政A S P / 地方税電子申告支援サービス」利用団体の円滑な制度対応を支援するとともに、「T A S K . N E T 税務情報システム」などの改修を行いました。

(3) 各種A S Pサービスの提供

当社では、平成14年よりA S P方式による各種サービスやシステムの提供へ積極的に取り組み、地方公共団体向けA S P / S a a S市場をリードしてきました。

現在、A S P / S a a Sの利用ニーズは拡大の一途をたどっており、こうした市場環境を踏まえて、

1) 「T K C 行政A S P / ウイルス対策サービス」の利用料を改定するとともに、その対象を庁内に限らず、公共施設や小・中学校などに設置されたクライアント・パソコンにまで拡大する。

2) 「T K C 行政A S P / かんたん申請・申込システム」の機能を拡充する。

など、A S Pサービスの利用範囲の拡大に努めてきました。

このような活動の結果、当連結会計年度末において「T K C 行政A S Pシリーズ」の累計契約件数は1,070件となりました。

(4) 基幹系システム「T A S K . N E Tシリーズ」の開発提供

当連結会計年度においては、市町村税務課の窓口業務から後方業務までをカバーする「T A S K . N E T 税務情報システム」の新機能として、クレジット収納機能（対象税目は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税・料、介護保険料など）を開発するなど、継続して「T A S K . N E Tシリーズ」の機能強化に取り組みました。また、平成21年9月には、「T A S K . N E T 住基システム」が、財団法人全国地域情報化推進協会殿の「地域情報プラットフォーム相互接続確認製品」として確認されました。

なお、当連結会計年度末において「T A S K . N E Tシリーズ」の累計稼働団体数は114団体となりました。

(5) 「T A S K . N E T 公会計システム」の開発提供

地方公共団体では、財政健全化に向けた歳出削減・債務圧縮の推進とともに、「発生主義・複式簿記」及び「連結会計」の考え方を採り入れた「地方公会計制度」改革への取り組みが本格化しています。

こうした状況を踏まえ、当連結会計年度においては、引き続き「T A S K . N E T 公会計システム」の機能強化を図るとともに、そのサブシステムとして固定資産の評価・管理と台帳整備の実務を支援する「T A S K . N E T 固定資産管理システム」（平成22年3月提供予定）の開発を進めてきました。

また、「TASK・NET固定資産管理システム」の提供に先立ち、固定資産の評価額算定の事前入力を可能とする「固定資産整備支援ツール」を当社システムの利用団体以外にも対象を拡げて無償提供したほか、資産・債務改革に関する勉強会などを実施し、市町村における固定資産整備の取り組みを促進しました。

こうした活動とともに、当社財務会計システムの利用団体に対して「TASK・NET公会計システム」へのリリース提案を行った結果、新たに7団体から受注し、平成22年度予算編成においては計14団体での稼働が確定しています。

(6) 医療制度改革などの法制度改正への対応

平成20年度以降、医療制度改革の一環として医療・介護などの大規模な制度改正が行われています。当連結会計年度においては、これに対応するため「TASK・NET後期高齢者医療システム」「TASK・NET介護保険システム」「TASK・NET国民健康保険システム」「TASK・NET障害者自立支援システム」など関連システムの改修提供を行いました。

(7) 「定額給付金/子育て応援特別手当」の開発提供

景気後退に伴う緊急経済対策の一環として、平成20年度第二次補正予算において「定額給付金」と「子育て応援特別手当」の給付が決定しました。

市町村におけるこれらの的確な支給事務を支援するため、対象住民に送付する支給申請書作成等の大量一括処理業務を受託するとともに、「TASK・NET住基システム」の改修提供及び「給付事務管理システム」の開発提供を行った結果、105団体から受注しました。

(8) 市町村合併への対応

平成15年から17年をピークとした“平成の大合併”により、平成11年3月末に3,232あった市町村数は平成18年4月には1,820にまで減少しました。その後も「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」（平成17年4月施行）に基づく市町村合併は継続して進められており、合併新法の期限（平成22年3月末）には1,753市町村になると予想されています。当連結会計年度においては、2つの合併協議会からシステム統合業務を受注しております。

以上の諸活動の結果、当事業部門における売上高は10,497百万円（前連結会計年度比3.3%増）、営業利益は850百万円（前連結会計年度比21.1%増）の業績となりました。

3. 印刷事業部門における事業の概況

(1) 印刷業界の動向

印刷業界は、依然として大手2社による市場の寡占状態が続いている状況にあり、中小事業所数の減少傾向も続いています。経済産業省殿がまとめた『工業統計』では、印刷関連業の国内出荷額は6兆9,116億円と前年比わずかな伸びを見せていますが、平成9年の8兆6,000億円をピークとして縮小基調が続いています。

(2) ビジネスフォーム業界の動向

製紙メーカーの出荷ベースで見ると、この3年間でフォーム用紙、ノーカーボン紙共に約15%の出荷減となっています。すなわち印刷技術のIT化が進み、これまでビジネスフォームの主力製品だった連続帳票の需要が減少し、急速にカット紙印刷にシフトしてきています。さらに昨今の不況の影響が加わり、連続帳票の減少に歯止めがかかっていません。

また、民需が振るわない分、官需への参入が相次ぎ、採算を度外視した入札価格も散見され、少ないパイの争奪戦が繰り広げられています。

一方、可変印刷が可能なインクジェット機の高性能化に伴い、DPS（データプリントアウトサービス）商品が拡大し、さらにフルカラーで高速可変印刷が可能になれば、カラー分野のニーズも高まり、ビジネスフォームの新しい需要展開が見えてきています。

(3) 当連結会計年度の経営成績

当事業部門は、ビジネスフォームとDPSを中心とした印刷事業を展開していますが、当連結会計年度は経済環境の激変により期首から印刷物の発注取り消しや先送りが相次ぎ、当連結会計年度の売上高に大きく影響しました。比較的堅調だったDPS関連商品についても、自動車メーカーや家電メーカーのDM削減などが影響し、前連結会計年度比7.6%減となりました。

また、一般帳票分野においても連続伝票の衰退に歯止めがかからず、生命保険申込書の発注控えや、カタログ・チラシなどの受注減にも拍車がかかっています。

以上の諸活動の結果、当事業部門における売上高は3,316百万円（前連結会計年度比13.9%減）、営業利益は73百万円（前連結会計年度比85.6%減）の業績となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローについては、5,002百万円（前連結会計年度比1,224百万円収入減）増加しました。その主な理由は、法人税等を支払ったものの、税金等調整前当期純利益が6,583百万円計上されたこと等によ

るものです。

2．投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローについては、5,083百万円(前連結会計年度比1,354百万円支出減)減少しました。その主な理由は、定期預金(長期預金)を預入したこと及びコンピュータ・サービス提供用サーバ等の設備投資を行ったこと等によるものです。

3．財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローについては、3,614百万円(前連結会計年度比1,490百万円支出減)減少しました。その主な理由は、自己株式を取得したこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ 3,696百万円減少し、17,790百万円になりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

特に記載すべき事項はありません。

(2)受注状況

特に記載すべき事項はありません。

(3)販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
会計事務所事業	39,480	97.0
地方公共団体事業	10,497	103.3
印刷事業	3,316	86.1
合計	53,294	97.4

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

各事業部門の対処すべき課題は次のとおりです。

1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門は、今後もT K C全国会の活動と密接な連携をとって以下の事業を展開します。

(1) 黒字決算実現に役立つ「F X 2シリーズ」と「T K C継続M A Sシステム」の推進

当社では、T K C全国会の黒字決算支援活動に歩調を合わせ、経営者の戦略的意思決定を支援することを目的に開発された「F X 2シリーズ」と、経営者のビジョンを明確にし、中長期の経営改善計画並びに短期の予算計画の策定支援を目的として開発された「T K C継続M A Sシステム」の利用拡大に注力してまいります。

(2) 巡回監査の完全実施と書面添付の推進

1) 当社では、T K C全国会の指導のもとで、7月にレベルアップし提供を開始した「T K C巡回監査支援システム」の普及と活用支援により、T K C会計事務所が実施する巡回監査業務のさらなる質的向上を支援します。

2) 当社では、9月1日から「会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書」の発行を開始しました。この証明書を企業経営者及び金融機関等に対して広く広報することで、T K C会員が月次巡回監査、月次決算、税務申告、書面添付を適時に実施し、会社法第432条に定める「会計帳簿を正確かつ適時に作成する義務」を履行していることを強く訴求してまいります。

なお、「会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書」については、『T K C全国会のすべて』をご確認ください。

(3) T K C全国会の「電子申告実践活動」への支援

T K C全国会では、平成21年度において234万件の実践を目標として活動を展開しています。当社では、T K C全国会が実施する「電子申告実践活動」のさらなる支援とともに、当社の「会計法令及び会計基準への完全準拠性を堅持しながら、これと関連する税務申告業務と連動させ、会計と税務の“一気通貫”を実現している」という財務会計システムの特長を活かし、電子申告システムに連動する「T P S 1 0 0 0」や財務処理のさらなる普及、または中堅・大企業システムの促進に取り組んでまいります。

(4) 新規入会会員に対するT K Cシステムへの移行支援

「T K C会員1万名超体制」の達成に向けた積極的な活動により、前連結会計年度末から新規入会者が561名と急激に増加しました。当社では、T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の指導のもとで、「T K Cシステム活用研修会」「システムワークショップ」を実施し、新規入会会員の円滑なT K Cシステム移行を支援します。

(5) 会員事務所の業務品質の向上

当社では、T K C会員事務所の巡回監査担当者の業務効率を向上させることを目的として、T K C会員とその関与先企業、またT K CとT K C会員の関与先企業を結ぶ最新のI C Tを活用した新たなコミュニケーション手段として、「R A Tパトロール」（提供済）「オンラインデポサービス」「リモートディスプレイサービス」「プログラムダウンロードサービス」の提供を予定しています。

(6) T K C会員の関与先拡大のための支援活動

日本の中堅・大企業の経理・税務部門には、新セグメント会計基準の施行、コンバージェンスへの対応、国際会計基準への対応や連結納税制度の検討など解決すべき多くの課題があります。当社ではこれらの課題を解決する中堅・大企業向けシステムを積極的に推進することでT K C会員の関与先拡大の機会を創出します。

1) 「連結納税システム（e C o n s o l i T a x）」の推進

厳しい経済環境のなか、日本を代表する企業においても親会社または子会社の欠損金を節税に利用できる連結納税制度を検討する企業グループが増えています。当社では前連結会計年度において実施した「T K C連結納税事例発表セミナー」を継続するとともに、その参加企業に対して「e C o n s o l i T a x」を積極的に促進してまいります。

2) 「法人電子申告システム（A S P 1 0 0 0 R）」の推進

国税庁殿の資料によると、電子申告の普及が進む中小企業に対して、資本金5億円以上の中堅・大企業においては実践割合が3%程度と、まだその普及が進んでいない状況です。この電子申告を実施しない理由としてよく挙げられるのが、地方公共団体における地方税電子申告受付体制の整備の遅れです。しかし政府の施策により、現在では約1,800の市区町村のうち334市区町村で地方税の電子申告の受付サービスが開始され、今年から来年にかけてほとんどの市区町村においてサービスが開始されると予想されています。

当社ではこれをビジネスチャンスと捉え、中堅・大企業に対して「A S P 1 0 0 0 R」の利用を積極的に推進してまいります。

(7) 次世代ホストシステムへの円滑な移行

当社では、11月下旬から当事業部門の基幹業務であるホスト処理（バッチ処理）システムを刷新します。新しいホスト処理システムは、最新のI C Tを駆使したオンラインリアルタイム処理を実現するもので、この改訂を新しいサービスを創造するイノベーションの出発点とすることを目指しています。

2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門では、今後も最新のI C Tを活用した革新的な製品やサービスの開発提供を通じて、住民の利便性向上と行政の業務効率化を支援することが重要な経営課題であると捉え、次のとおり取り組みます。

(1) ワンストップサービスなど「次世代電子行政サービス」構築への対応

1) 中期システム開発方針（システムコンセプト）に基づき、革新的なシステム開発を推進します。

2) 顧客団体における情報セキュリティ対策の一層の強化に努めます。

(2) 行政情報システムの共同化、統合・集約化への対応

A S Pサービスの機能強化及び付加価値の拡大を図るとともに、業務提携するシステム・ベンダーへの支援活動を通して各種A S Pサービスの普及を推進します。

(3) 行政経営の改革に伴う業務・システム最適化への対応

当社の強みである、基幹系システムと大量一括アウトソーシングサービスの組み合わせによる「分散処理方式」と「ソフトウェアのレンタル方式」、「T K Cインターネット・サービスセンター」を拠点とする多彩なサービスを活かし、情報システムにかかるT C O（トータル・コスト・オーナーシップ）の削減及びシステムの最適化を探求します。

3．印刷事業部門の対処すべき課題

当連結会計年度の業績は、第1四半期から顕著になった金融機関や自動車関連企業などの急激な受注減の影響を受け、一般営業とD P S営業を合わせて、前連結会計年度比較で売上高減となりました。特に、成長を続けてきたD M関連商品の大口物件の需要が回復しなかったことが最大の要因です。

このような状況を打破するために、新規開拓及び既存商品の掘り起こしや付加価値の高い新商品の販売を促進し、次期からスタートする営業組織の大幅変更により、積極的な営業展開を図ります。

また、効率的な工程管理や生産稼働率の向上、さらには損紙の減少、残業時間の管理等をきめ細かくチェックしコスト削減を図り、一層厳しさを求められているセキュリティ管理に対しても、ハード・ソフト両面から顧客ニーズに応えてまいります。

4．全社の対処すべき課題

(1) 法令を完全に遵守したシステムの提供

当社の業務は、税法、商法、民法、行政法などの法律に深く関わりながら、高度な社会的責務を持つ税理士・公認会計士及び地方公務員の業務遂行を最新のI C Tを媒介として支援することにあります。このため、当社においては引き続き法令の改正に完全かつタイムリーに対応できるよう、システム開発体制を整備してまいります。

特に政権交代による政策の変更により、当社の提供するシステムの改修等が必要となるものもであると予想されます。当社ではそういった法律等の改正の情報収集と的確な対応に努め、当社の顧客であるT K C会員事務所と地方公共団体が的確に対応できるよう、全社を挙げて支援してまいります。

(2) グループガバナンスシステムの確立

金融商品取引法への対応を含め会社法で求められる内部統制システムを構築・整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、各種諸規程を体系的にまとめ上げ、グループマネジメントシステムの向上に取り組んでまいります。

(3) 働きがいのある組織風土の醸成

「経営の行動指針」（腑に落ちる経営）に基づき、個人とチームワークを尊重した職場作りに努めるとともに、「顧客への貢献」の実現に必要な従業員の能力開発を積極的に行って、「働きがいのある組織風土」の醸成を推進してまいります。

4【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業等に関連するリスクについては、有価証券報告書に記載した「事業の状況」及び「経営の状況」等に関連して、投資者の皆様にご承知いただくべきと思われる主な事項を以下に記載いたします。また、その他のリスク要因についても、投資者の皆様のご判断上、重要と思われる事項について、積極的な情報開示の観点から開示することとしています。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の事前防止及び発生した場合の迅速な対応に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、本項に加えて本報告書全体の記載も参考にされ、十分に検討した上で行われる必要があると考えています。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスク要因をすべて網羅しているものではありませんので、この点にもご留意ください。

なお、本項において将来にわたる事項は、当連結会計年度末（平成21年9月30日）現在において当社グループが判断したものです。

1．退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務及び関連費用の計上は、割引率等数理計算上で設定される前提条件（基礎率）に基づいて行っています。これらの基礎率（当社グループの割引率は2%を採用しています）が合理性を欠き変更となった場合は、結果として当社グループの財政状態及び経営成績の変動要因となります。当社グループでは、この影響を最小限にすべく確定拠出年金制度への移行等の施策を実施していますが、その影響を完全になくすることはできません。一層の割引率の低下は当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

2．固定資産価値の減少について

金融商品取引法に基づいて、平成18年9月期から「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されています。そのため当社グループでは、財務体質のより一層の強化を図ることを目的として、平成17年9月期から、先行して固定資産の減損会計を適用しています。

この固定資産の減損会計の適用は、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

3．原材料調達費の変動について

当社グループの印刷部門においては、原材料の調達の大部分について、製紙メーカーから直接原紙を購入し、安定的な原材料の確保と最適な価格の維持に努めています。しかし、原油価格の高騰や国際市場での受給逼迫により、需給バランスが崩れる懸念があります。そのような場合には、当社グループの顧客との間の価格交渉を通じて対応していく所存ですが、原材料調達がきわめて困難になった場合や購入価格が著しく上昇した場合は、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

4．個人情報等の管理について

当社グループにおいては、当社顧客（会計事務所及び地方公共団体等）から法人及び個人の情報を大量に預託されているほか、さまざまな内部情報を保有しています。これらの情報の保護については、情報管理に関するポリシーや手続き等を策定しており、役員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底及びシステム上のセキュリティ対策等を実施しています。

また、情報処理を行う当社の統合情報センターにおいては、経済産業省殿の指導の下に財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）殿が制定した「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を得るとともに、担当部門を設置してシステム上のセキュリティ対策等に万全を期しています。

さらに、個人情報については、その適切な取扱い及び管理体制の構築に資するために、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）殿が制定した「プライバシーマーク」の認定を当社及び連結子会社である東京ラインプリンタ印刷株式会社、株式会社TKCマネジメントコンサルティングが取得しています。

また、当社の内部監査部門では、全社全部門にわたる個人情報保護法への対応に傾注し、社内において個人情報管理への意識を高めるとともに、個人情報が漏洩することがないように社内体制の整備に努力しています。

しかしながら、予期せぬ事態により、これらの情報が流出する可能性は皆無ではなく、そのような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下が、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

5．係争事件等について

現在、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件が発生する可能性は皆無ではありません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループでは、会計事務所とその関与先企業に対し、革新的な情報とマネジメント・ツールを提供するため、並びに地方公共団体に対して、行政事務の効率化・標準化・ネットワーク化を推進するために、ソフトウェアの研究・開発を行っております。

また、研究・開発を行う部門では、システム開発業務における品質管理・品質保証体制の確立・強化を目的として、品質保証の国際規格である「品質システム - 設計、開発、製造、据付及び附帯サービスにおける品質保証モデル (ISO9001)」の認証を平成11年7月に取得しております。

当連結会計年度における研究開発費は496百万円であり、主要な研究開発の成果は次のとおりであります。

(1) 会計事務所事業

会計事務所を対象として、関与先企業の円滑な事業承継を支援サポートするための「事業承継税制適用要件判定プログラム (TPS8800)」を開発いたしました。

会計事務所を対象として、会計事務所のIT環境の整備による業務の統合化、業務品質改善等を支援するため、NET技術を活用し、インターネットとの親和性を高めるなどの大幅な改修を実施した「オフィス・マネジメント・システム (OMS) 2010」を開発いたしました。

当事業に係る研究開発費は344百万円であります。

(2) 地方公共団体事業

市町村における「定額給付金」と「子育て応援特別手当」の支給事務を支援するため、「TASK・NET住基システム」の改修及び「給付事務管理システム」を開発いたしました。

当事業に係る研究開発費は151百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

資産の部について

当連結会計年度末における総資産は、63,398百万円となり、前連結会計年度末66,556百万円と比較して3,157百万円減少しました。

1) 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、29,350百万円となり、前連結会計年度末40,553百万円と比較して11,202百万円減少しました。

その主な理由は、現金及び預金が減少したこと等によるものです。

2) 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、34,048百万円となり、前連結会計年度末26,003百万円と比較して、8,045百万円増加しました。

その主な理由は、長期預金が増加したこと等によるものです。

負債の部について

1) 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、11,037百万円となり、前連結会計年度末13,043百万円と比較して、2,005百万円減少しました。

その主な理由は、買掛金及び未払法人税等が減少したこと等によるものです。

2) 固定負債

当連結会計期年度末における固定負債は、3,903百万円となり、前連結会計年度末4,030百万円と比較して、127百万円減少しました。

その主な理由は、役員退職慰労引当金が減少したこと等によるものです。

純資産の部について

当連結会計期年度末における純資産合計は、48,458百万円となり、前連結会計年度末49,482百万円と比較して1,024百万円減少しました。

その主な理由は、自己株式を取得したこと等によるものです。

なお、当連結会計期間年度末における自己資本比率は、74.5%となり、前連結会計年度末72.4%と比較して2.1ポイント増加しました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」を参照してください。

(3) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」を参照してください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、ソフトウェアの開発分野と情報処理サービス分野において継続的に設備投資を行っております。

当連結会計年度においては、「会計事務所事業」を中心に1,949百万円の設備投資（無形固定資産等を含む）を実施しました。

（1）会計事務所事業

次世代ホストシステム「PRIMEQUEST」稼働に伴う周辺機器等購入及び販売用ソフトウェアの制作など1,218百万円の設備投資を行いました。

（2）地方公共団体事業

T K C 行政 A S P サービス用サーバ等購入及び販売用ソフトウェアの制作など447百万円の設備投資を行いました。

（3）印刷事業

インクジェットプリンタ、封入封緘機等の購入など283百万円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年9月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
T K C 栃木本社 T K C システム開発研究所 T K C インターネット・サー ビスセンター T K C 栃木統合情報センター (栃木県宇都宮市他) 1	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	開発設備 情報通信サー ビス設備 情報処理設備	3,656	1	2,488 (24,864.02)	7	819	6,966	972
T K C 東京本社 T K C システム開発研究所東 京分室 (東京都新宿区他)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事務所設備	48	-	-	0	62	110	176
T K C 東京統合情報センター (東京都練馬区)	会計事務所 事業	情報処理設備	335	-	2,224 (1,447.44)	0	27	2,586	37
T K C 中部統合情報センター (愛知県春日井市)	会計事務所 事業	情報処理設備	98	-	196 (3,017.47)	2	6	301	24
T K C 関西統合情報センター (大阪府茨木市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	情報処理設備 事務所設備	115	-	-	0	31	147	35
T K C 中四国統合情報セン ター (岡山県岡山市北区)	会計事務所 事業	情報処理設備	29	-	-	0	10	39	15
T K C 九州統合情報センター (福岡県古賀市)	会計事務所 事業	情報処理設備	219	-	203 (2,341.48)	2	8	432	16
T K C 北海道統合情報セン ター (北海道札幌市中央区)	会計事務所 事業	情報処理設備	20	-	-	-	9	30	9
T K C 東北統合情報センター T K C 東北 S C G サービスセ ンター (宮城県仙台市青葉区)	会計事務所 事業	情報処理設備	19	-	-	2	8	27	24

平成21年9月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
T K C 沖縄総合情報センター T K C 沖縄 S C G サービスセンター (沖縄県那覇市)	会計事務所 事業	情報処理設備	5	-	-	0	12	17	12
T K C 茨城 S C G サービスセンター (茨城県つくば市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事業所設備	47	-	147 (1,120.00)	2	1	196	21
T K C 山口 S C G サービスセンター (山口県山口市)	会計事務所 事業	事業所設備	38	-	197 (814.00)	1	1	236	8
寮・社宅 (栃木県宇都宮市他)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	福利厚生設備	397	-	426 (5,400.24)	-	3	827	-

(2)国内子会社

平成21年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
東京ラインブ リント印刷㈱	羽生工場 (埼玉県羽生 市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業 印刷事業	印刷設備	167	543	145 (7,275.17)	6	7	863	95

- (注) 1. 上記以外の連結会社の設備の状況については、設備が小規模のため記載を省略しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア(仮勘定含む)であります。
3. 1には、一部福利厚生施設が含まれております。
4. 上記以外の主要な賃借及びリース設備は、次のとおりであります。

(提出会社)

事務所の年間賃借料	590百万円
汎用大型コンピュータ及び周辺装置の年間リース料	9百万円

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、提出会社を中心となってグループ全体の調整を図っています。

なお、当連結会計年度末(平成21年9月30日)現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、経常的な設備更新及びそれに伴う除売却を除きありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,916,833	26,731,033	東京証券取引所市場 第一部	単元株式数100株
計	27,916,833	26,731,033	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年5月31日 (注)1	2,000,000	27,916,833	-	5,700	-	5,409

(注)1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 平成21年11月30日付をもって自己株式1,185,800株を消却し、発行済株式総数が同株式数減少しております。

(5) 【所有者別状況】

平成21年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	37	27	161	113	2	11,604	11,944	-
所有株式数(単元)	-	81,673	2,925	61,506	16,989	3	115,537	278,633	53,533
所有株式数の割合(%)	-	29.3	1.0	22.1	6.1	0.0	41.5	100.0	-

- (注) 1. 自己株式1,203,783株は「個人その他」に12,037単元及び「単元未満株式の状況」に83株含めて記載しております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ8単元及び87株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,651	13.1
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	2,569	9.2
T K C 社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	1,455	5.2
財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	1,246	4.5
飯塚真玄	栃木県宇都宮市	1,128	4.0
飯塚容晟	神奈川県鎌倉市	988	3.5
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	666	2.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	660	2.4
ニッセイ同和損害保険株式会社	大阪府大阪市北区西天満4丁目15番10号	598	2.1
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	598	2.1
計	-	13,562	48.6

(注) 上記のほか、自己株式が1,203千株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,209,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,654,100	266,541	-
単元未満株式	普通株式 53,533	-	-
発行済株式総数	27,916,833	-	-
総株主の議決権	-	266,541	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が800株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数8個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社T K C	東京都新宿区揚場町2番1号	1,203,700	-	1,203,700	4.31
株式会社T K C出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	-	5,500	0.02
計	-	1,209,200	-	1,209,200	4.33

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第155条7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年12月10日)での決議状況 (取得期間 平成20年12月11日～平成21年10月30日)	2,000,000	4,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,185,800	2,241,442,700
残存決議株式の総数及び価額の総額	814,200	1,758,557,300
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	40.7	44.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	40.7	44.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,529	2,756,736
当期間における取得自己株式	24	43,248

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成21年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	1,185,800	2,241,920,912
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	388	699,963	-	-
保有自己株式数	1,203,783	-	18,007	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式及び売渡請求による売渡株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の配当政策は、株主の皆様のご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩すると共に、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての株主資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭に置きながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定してきております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

そのような基本方針に基づき、配当性向につきましては、従来30%を目安としておりましたが、当事業年度から33.3%（当期純利益の1/3）を目安とすることに変更いたしました。当事業年度の配当につきましては、前事業年度（第42期）に実施した1株当たり配当金44円（普通配当40円に連続30期増収増益記念配当4円を加えた44円）を維持することとし、これを全額普通配当といたしました。

当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。なお、この結果、年間配当性向は31.4%となりました。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年5月12日 取締役会決議	587	22
平成21年12月22日 定時株主総会決議	587	22

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第39期 平成17年9月	第40期 平成18年9月	第41期 平成19年9月	第42期 平成20年9月	第43期 平成21年9月
最高(円)	2,095	2,635	2,295	2,220	2,045
最低(円)	1,481	1,980	1,870	1,611	1,450

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	平成21年5月	平成21年6月	平成21年7月	平成21年8月	平成21年9月
最高(円)	1,988	1,880	1,863	1,869	1,849	1,985
最低(円)	1,726	1,732	1,764	1,756	1,792	1,762

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	-	飯塚真玄	昭和18年2月5日生	昭和43年4月 当社入社 昭和46年12月 当社取締役 昭和52年12月 当社代表取締役専務 昭和58年12月 当社代表取締役社長 平成15年10月 (株)T K C マネジメントコンサルティング 代表取締役会長 平成20年12月 当社代表取締役会長 (現任)	(注) 4	1,128
代表取締役社長	会計事務所事業部長	高田順三	昭和29年6月4日生	昭和53年4月 (株)マン・ノン入社 昭和54年12月 当社入社 平成2年4月 人事部長 平成5年10月 T K C 全国会事務局部長 平成14年12月 当社取締役 T K C 全国会事務局部長 平成16年12月 当社取締役 T K C 全国会事務局長 平成17年12月 当社常務取締役 T K C 全国会事務局長 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 T K C 全国会事務局長 平成20年12月 当社代表取締役社長 執行役員 会計事務所事業部長 (現任)	(注) 4	3
代表取締役副社長	地方公共団体事業部長	角 一幸	昭和23年9月28日生	昭和47年3月 当社入社 昭和54年4月 統括本部経理部長 平成元年5月 営業本部情報センター業務支援部長 平成2年9月 営業本部副本部長 平成2年12月 当社取締役 営業本部副本部長 平成3年4月 当社取締役 東海・北陸統括センター長 平成4年3月 当社取締役 営業本部副本部長 平成6年4月 当社取締役 社長室室長 平成7年3月 当社取締役 人事部部长 平成8年10月 当社取締役 人事部部长兼社長室内部監査部部长兼企業情報ネットワーク営業部部长 平成9年4月 当社取締役 地方公共団体事業部副本部長 平成9年5月 当社常務取締役 地方公共団体事業部副本部長 平成10年12月 当社常務取締役 地方公共団体事業部長 平成13年7月 T K C 保安サービス(株) 代表取締役社長 (現任) 平成13年12月 当社専務取締役 地方公共団体事業部長 平成17年1月 当社専務取締役 地方公共団体事業部長兼営業企画本部長 平成18年6月 当社専務取締役 地方公共団体事業部長 平成18年12月 当社取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長 平成20年12月 当社代表取締役副社長 執行役員 地方公共団体事業部長 (現任)	(注) 4	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役副社長	経営管理本部長	岩田 仁	昭和32年3月31日生	昭和55年4月 当社入社 平成2年3月 東京統合情報センター電算室長 平成8年6月 社長室情報企画室室長 平成9年8月 経営企画本部副本部長 平成11年5月 経営企画本部長 平成12年10月 総務本部副本部長 平成12年12月 当社取締役 総務本部長 平成16年9月 当社取締役 経営管理本部長 平成17年12月 当社常務取締役 経営管理本部長 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長 平成20年12月 当社代表取締役副社長 執行役員 経営管理本部長(現任)	(注)4	3
取締役	常務執行役員 リーガルデータベース営業本部長	大友幸雄	昭和22年6月10日生	昭和46年4月 日本オリベッティ(株)入社 昭和54年8月 当社入社 平成4年6月 L E X / D B 営業部部长 平成15年12月 当社取締役 L E X / D B 営業部部长 平成18年12月 当社取締役 執行役員 L E X / D B 営業部部长 平成19年10月 当社取締役 執行役員 リーガルデータベース営業本部本部長 平成20年12月 当社取締役 常務執行役員 リーガルデータベース営業本部長(現任)	(注)4	3
取締役	常務執行役員 会計事務所事業部企業情報システム営業本部長	森木隆裕	昭和41年1月22日生	平成6年10月 監査法人テイケイエイ飯塚穀事務所(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成14年8月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)退職 平成14年12月 税理士登録 平成17年12月 当社取締役 平成17年12月 (株)T K C マネジメントコンサルティング 代表取締役社長(現任) 平成18年1月 当社取締役 システム開発研究所企業情報システム開発センター長 平成18年12月 当社取締役 執行役員 システム開発研究所企業情報システム開発センター長 平成20年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部企業情報システム営業本部長(現任)	(注)4	1
取締役	常務執行役員 税務研究所長	森 幹雄	昭和25年6月13日生	昭和48年4月 国税庁入庁 平成16年7月 大阪国税不服審判所次席国税審判官 平成18年7月 福岡国税不服審判所長 平成19年7月 名古屋国税不服審判所長 平成20年8月 当社入社 税務研究所副所長 平成20年12月 当社取締役 常務執行役員 税務研究所長(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 会計事務所事業部システム開発研究所長	辻田 進	昭和28年10月9日生	昭和51年4月 当社入社 平成8年12月 当社取締役 システム開発研究所システム開発センター長 平成12年12月 当社社長室長 平成14年12月 当社取締役 システム開発研究所副所長 平成16年12月 当社社長室部長 平成18年12月 当社執行役員 社長室部長 平成20年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部システム開発研究所長(現任)	(注)4	4
取締役	執行役員 会計事務所事業部西日本S C G営業本部長	吉野仁裕	昭和35年10月3日生	昭和58年4月 当社入社 平成15年10月 当社東海北陸統括センター長 平成16年12月 当社取締役 東海北陸統括センター長 平成18年12月 当社執行役員 東海北陸統括センター長 平成20年10月 当社執行役員 西日本S C G営業本部長 平成20年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部西日本S C G営業本部長(現任)	(注)4	2
取締役	執行役員 会計事務所事業部東日本S C G営業本部長	古川忠彦	昭和39年12月1日生	平成元年4月 当社入社 平成15年10月 当社首都圏統括センター長 平成16年12月 当社取締役 首都圏統括センター長 平成18年12月 当社執行役員 首都圏統括センター長 平成20年10月 当社執行役員 東日本S C G営業本部長 平成20年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部東日本S C G営業本部長(現任)	(注)4	2
取締役	-	粟飯原一雄	昭和12年11月20日生	昭和44年11月 税理士登録 昭和47年11月 税理士開業 平成14年8月 T K C金融保証(株)代表取締役会長(現任) 平成16年9月 税理士法人T a x ジャパンちば代表社員(現任) 平成18年12月 当社取締役(現任)	(注)4	6
取締役相談役	-	飯塚容晟	昭和21年7月17日生	昭和45年5月 当社入社 昭和49年12月 当社取締役 昭和58年12月 当社専務取締役 昭和59年12月 当社代表取締役専務 昭和60年2月 (株)T K C マネジメントコンサルティング 代表取締役社長 平成3年12月 当社代表取締役副社長 平成9年8月 テイケイシイ金融保証(株)(現T K C金融保証(株)) 代表取締役副社長(現任) 平成20年12月 当社取締役相談役(現任)	(注)4	988

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役(常勤)	-	小林多美雄	昭和20年3月3日生	昭和43年4月 国税庁入庁 平成8年7月 熊本国税局長 平成9年8月 鉄道整備基金(現 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構)理事 平成12年8月 当社入社 税務研究所副所長 平成12年12月 当社常務取締役 税務研究所長 平成17年12月 当社専務取締役 税務研究所長 平成18年12月 当社取締役 専務執行役員 税務研究所長 平成20年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)6	7
監査役(常勤)	-	上出宣雄	昭和16年12月13日生	昭和35年4月 東京国税局入局 平成11年7月 日本橋税務署副署長 平成12年8月 税理士登録 平成12年9月 当社入社 税務研究所特別研究員 平成15年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)5	-
監査役	-	飯島澄雄	昭和16年5月6日生	昭和41年4月 弁護士登録 昭和52年12月 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役	-	高島良樹	昭和34年4月18日生	平成2年4月 弁護士登録 平成20年12月 当社監査役(現任)	(注)6	-
計						2,170

- (注) 1. 取締役相談役飯塚容晟は、代表取締役会長飯塚真玄の実弟であります。
2. 取締役栗飯原一雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役飯島澄雄及び監査役高島良樹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 平成20年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
5. 平成19年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 平成20年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの中核をなす株式会社T K Cは、昭和41年10月22日、会社定款第2条に次の2つの事業目的を掲げて設立されました。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

会社の事業目的は、その後業容の拡大に伴い追加されましたが、顧客を「会計事務所」と「地方公共団体」の2つに絞り、これらの顧客の事業を成功に導くためにICT（情報通信技術）の分野で専門特化するという経営方針は変えておらず、その結果として当社グループは、わが国の情報産業界において独自の地位を占めるに至っております。

これをコンプライアンスの視点から見れば、当社グループ（印刷事業部門を除く）の顧客は、会計事務所事業部門においては税理士、公認会計士、税理士法人および監査法人であり、また、地方公共団体事業部門においては、県、市町村およびこれらに所属する公益法人等となっています。これらの顧客は、職業法（税理士法または公認会計士法）或いは行政法（地方自治法および地方公務員法等）により、その業務遂行において、他の職種よりも一層厳しいコンプライアンスが求められております。

そのため当社グループが設計・製造・販売するすべてのソフトウェア製品とサービスについては、顧客の業務に関連する法令への完全準拠性の確保を最優先事項としており、併せてそのような立場にある顧客から信頼を得るためにも、単体及びグループ経営におけるコンプライアンスを徹底することに鋭意努力しております。

そのような当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスとは、

1. 法令、定款および株主総会の決議を遵守し、会社の事業目的を達成するために、
2. 戦略的な中期経営計画の策定とより優れた人材の育成を基盤として、顧客の事業を成功に導くソフトウェア製品とサービスを開発・提供することにより、
3. 顧客から感謝と信頼、さらに願わくば尊敬までを戴けるように全力を尽くし、
4. その結果として立派な経営成績と財政状態を確保し、その成果を当社グループの本来の所有者である株主に還元することである。

と理解しております。

なお、このようなコーポレート・ガバナンスの過程を通して、意思決定と事業プロセスの透明性を高め、リスク管理の徹底、さらにはタイムリーな情報開示と説明責任の遂行により、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制について

1. コーポレート・ガバナンスに関連して、平成14年改正商法により「委員会等設置会社」という新たな選択肢が設けられましたが、当社では、法的にも機能強化された監査役により充分な監査機能が期待できること、及び会社業務に精通した社内取締役を中心に実務に即したスピード感のある経営が実現すること等の理由から、従来の「監査役設置会社」の形態を継続することといたしました。その上で、「経営の透明性の向上」と「説明責任の健全な遂行」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指した実効性の高いコーポレート・ガバナンスの仕組みを構築してまいり所存であります。

なお、本報告書提出日現在、会社役員は取締役12名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役2名）となっております。取締役会は、毎月10日の開催を原則とする定例会のほか必要に応じて開催され、毎回、監査役も出席し、主にコンプライアンス（遵法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。また監査役は、定期的に監査役会を開催し、取締役会の業務執行状況及び各取締役の業務執行について、その適法性及び有効性を検証しております。さらに、監査役は、会計監査人から監査開始時に監査計画の説明を受け、四半期決算及び確定決算の監査実施期間中、適時、会計監査に係る監査の方法及び結果について報告を受け意見交換を行うとともに、監査完了時に監査結果の報告を受けております。

2. 内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況については、監査役との連絡の下に内部監査部（5名）が全部門を対象として業務監査を計画的に実施しており、その監査結果は、社長に直接報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき、改善事項の指摘と指導を行い、監査後は改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の高い内部監査を実施しております。内部監査部は、社長直轄の部門として、法令、定款、社長方針書、就業規則等の社内諸規定に基づき、業務執行の正当性、コンプライアンスの視点から社内各部門の業務監査を行っております。監査役は、内部監査部から事業年度毎の内部監査計画の報告、上期及び下期の内部監査の方法及び結果について報告を受け、意見交換を行っております。

また、内部監査に関しては、当連結会計年度より財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価を、金融商品取引法第24条の4の第1項に従い行っており、監査役監査及び外部監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的に、あるいは必要に応じて随時ディスカッションをもち、それぞれの監査計画と結果について情報共有、意思疎通を図りながら、効率的で実効性のある監査を実施しています。

3. 重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加えて、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しているほか、四半期決算直後及び本決算直後においてディスカッションの機会を持っております。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

[1] 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針 (会社法第362条第4項第6号前段関連)

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を遵守すると共に、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。

取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。

取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役に報告しなければならない。

取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。

取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。

取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。

取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録と共に、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。

取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。

取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。

取締役は、会社の最高幹部として、「TKC企業行動憲章2006」の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。

[2] 会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針 (会社法第362条第4項第6号後段関連)

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備 (会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（[1]）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

1. 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが

予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料、

2. 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料、
3. その他取締役の職務の執行に関する重要な情報、

前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

- (2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号関連)

(2-1) 戦略リスクの管理に関する規定

戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。

すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。

社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けたときは、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断したときは、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。

1. 当社の経営理念への準拠性
2. コンプライアンス
3. 期待される顧客のビジネスへの貢献度
4. 予想される顧客からの評価
5. 技術的な実行可能性
6. 必要となる資金とコスト
7. その他、業務提携先との信義則等

株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、常務取締役以上の取締役全員及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の前2項に係る事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定するものとする。

常務取締役以上の役付取締役への昇格及び役付取締役の取締役への降格については、代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上で決定し、取締役会の承認を得て確定するものとする。

(2-2) オペレーション・リスクの管理に関する規定

(2-2-1) 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。

1. 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
2. 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）

なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。

取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。

1. 緊急度の高いもの、
2. コンプライアンスに関するもの、
3. 当社の守秘義務に関するもの、
4. 資産の保全と会計に関するもの、
5. 業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの、
6. 職場環境と労務管理に関するもの、
7. その他必要と認めるもの、

担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。

担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。

担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。

担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か

月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。

すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の遵守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。

担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

(2 - 2 - 2) 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。

- 1．システム開発研究所業務改善委員会
- 2．自治体システム開発運用部門業務改善委員会
- 3．統合情報センター業務改善委員会
- 4．SCGサービスセンター業務改善委員会
- 5．自治体営業部門業務改善委員会
- 6．サプライ事業部業務改善委員会
- 7．東京本社業務改善委員会
- 8．人事給与制度改善委員会
- 9．リスク管理委員会
- 10．その他取締役会が新設すべきと決定した委員会

前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。

委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、2 - 2 - 1 に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

(2 - 2 - 3) ハザード・リスクその他の管理に関する規定

大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

法令等に抵触する虞のある事案が発生したときは、法務担当取締役の責任の下、経営管理本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令遵守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 1 0 0 条第 1 項第 3 号関連)

取締役会は、定例取締役会を原則として毎月 1 0 日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6 か月以上前に日時を予定して開催される。

毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう 3 か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。

毎期、新年度の第 2 月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」及び「資金計画書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。

社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。

部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するために P D C A を徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。

部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

(4) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第 1 0 0 条第 1 項第 4 号関連)

従業員による法令等の遵守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。

内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。

内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。

部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存することを検討する。

万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)

当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社(以下、「子会社等」という。)のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、経営管理本部の長を責任者とするグループ監査室を設置する。

グループ監査室は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったりリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び経営管理本部並びに関係部門の長に報告される体制を構築する。

当社と子会社等との間における不適切な取引(会社経費による個人的接待を含む。)又は会計処理を防止するため、グループ監査室は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。

当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を社外取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)

監査役職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。

前項の具体的な内容については、監査役の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)

監査役職務を補助すべき従業員の任命及び異動については、監査役会と協議する。

監査役室に勤務する従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見に従うものとする。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)

すべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。

前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。

1. 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
2. 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
3. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
4. 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
5. 社内稟議書及び監査役から要求された会議事録の回付

取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。

監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることが期待される。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)

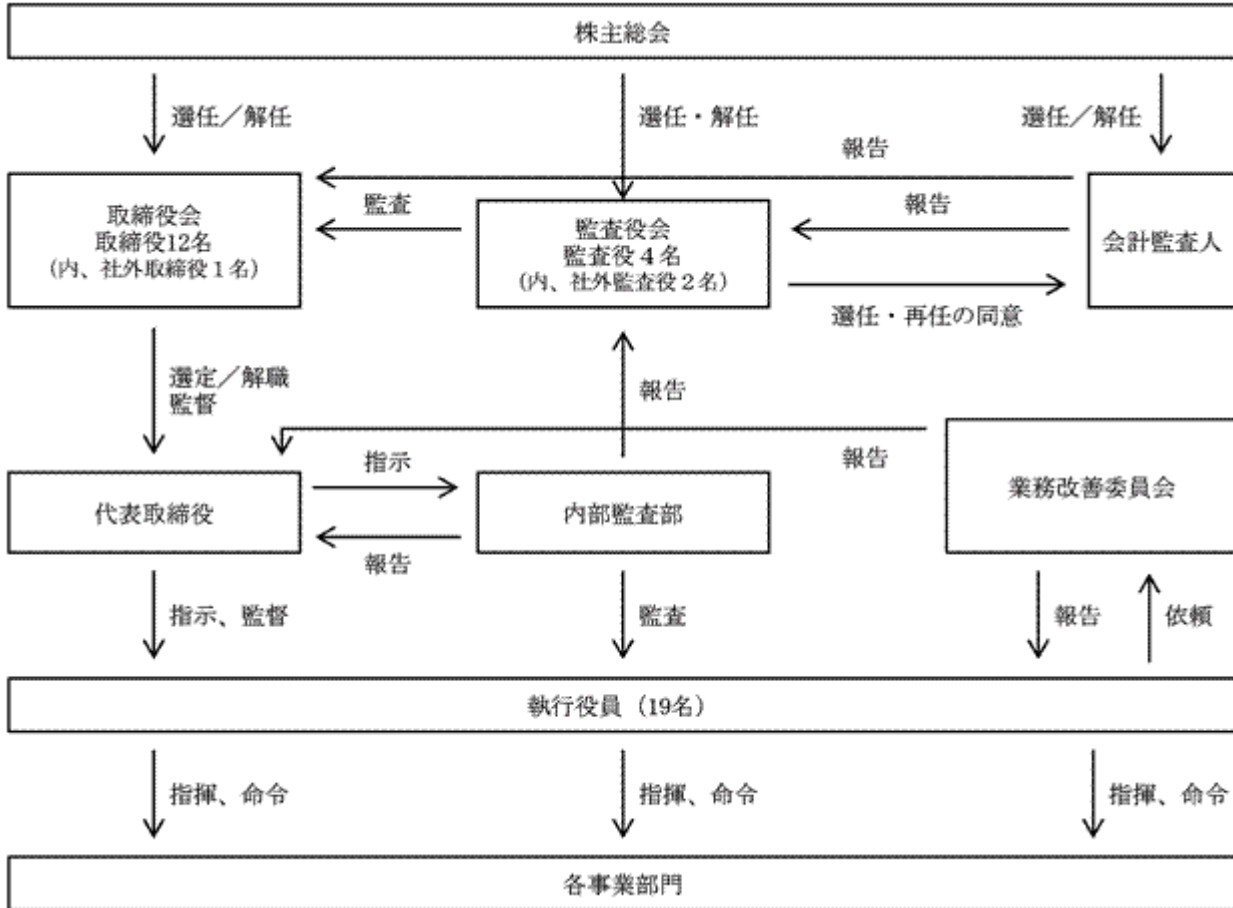
監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

監査役は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、四半期レビュー及び決算監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受けるものとする。

当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、経営管理本部担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部长を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

当社の内部統制システムに関する模式図は以下のとおりです。



・役員報酬等について

当事業年度において、取締役及び監査役に支払った役員報酬の額は次のとおりです。

取締役を支払った役員報酬	306百万円（うち社外取締役12百万円）
監査役を支払った役員報酬	53百万円（うち社外監査役21百万円）
合計	359百万円

（注）1．上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額6百万円（取締役7名に対し6百万円（うち、社外取締役1名に対し0百万円）、監査役2名に対し0百万円（うち、社外監査役1名に対し0百万円））が含まれております。

なお、当社は平成20年12月19日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を同日付で廃止することを決議いたしました。

2．上記報酬等の額には、平成20年12月19日開催の第42期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役 - 名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

・会計監査の状況

1. 名称

会計監査人

新日本有限責任監査法人

公認会計士 原 一浩氏

公認会計士 上林三子雄氏

公認会計士 善方正義氏

監査業務に係る補助者の人数

公認会計士 5名

その他 14名

2. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることとします。

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

3. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

・社外役員に関する事項

1. 会社と会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係の概要

社外取締役である粟飯原一雄氏は当社の株式6千株を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社間に特別な利害関係はありません。また、社外監査役である飯島澄雄及び高島良樹の両氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

・その他

1．取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

2．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

3．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

4．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

5．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上や株主利益の向上などの資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

6．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会における特別決議を機動的に行うことを目的とするものであります。

(2) 【 監査報酬の内容等】

【 監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	-	-	49	14
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	49	14

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価（日本公認会計士協会 最終修正 平成16年 3月17日）」に準拠して、当社の A S P サービス業務に係る内部統制に関する保証業務の対価を支払っております。

【 監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数等を勘案し、協議の上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで)の連結財務諸表及び前事業年度(平成19年10月1日から平成20年9月30日まで)の財務諸表並びに当連結会計年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年9月30日)	当連結会計年度 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,486	19,490
受取手形及び売掛金	7,906	6,769
リース投資資産	-	160
有価証券	156	-
たな卸資産	548	-
商品及び製品	-	318
仕掛品	-	46
原材料及び貯蔵品	-	117
繰延税金資産	2,096	2,014
その他	407	488
貸倒引当金	49	54
流動資産合計	40,553	29,350
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,681	5,410
機械装置及び運搬具（純額）	863	788
工具、器具及び備品（純額）	1,291	1,107
土地	6,044	6,288
リース資産（純額）	-	62
建設仮勘定	13	12
有形固定資産合計	13,893 ₁	13,669 ₁
無形固定資産		
ソフトウェア	588	460
ソフトウェア仮勘定	51	100
その他	78	78
無形固定資産合計	718	639
投資その他の資産		
投資有価証券	2 5,905	2 4,373
長期貸付金	0	-
繰延税金資産	1,975	2,912
長期預金	-	10,800
差入保証金	1,337	1,323
長期リース投資資産	-	147
その他	2,176	182
貸倒引当金	5	-
投資その他の資産合計	11,390	19,739
固定資産合計	26,003	34,048
資産合計	66,556	63,398

	前連結会計年度 (平成20年9月30日)	当連結会計年度 (平成21年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,851	3,188
短期借入金	78	48
リース債務	-	198
未払金	2,515	3,351
未払法人税等	2,046	1,082
未払消費税等	256	208
賞与引当金	2,703	2,373
その他	592	587
流動負債合計	13,043	11,037
固定負債		
リース債務	-	172
退職給付引当金	2,851	2,959
役員退職慰労引当金	921	659
その他	257	112
固定負債合計	4,030	3,903
負債合計	17,073	14,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	36,118	38,630
自己株式	35	2,279
株主資本合計	47,192	47,459
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,013	236
評価・換算差額等合計	1,013	236
少数株主持分	1,277	1,234
純資産合計	49,482	48,458
負債純資産合計	66,556	63,398

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	54,703	53,294
売上原価	21,679	20,797
売上総利益	33,023	32,497
販売費及び一般管理費	1, 2 26,047	1, 2 25,730
営業利益	6,975	6,766
営業外収益		
受取利息	81	67
受取配当金	62	51
受取地代家賃	32	32
持分法による投資利益	23	-
その他	19	20
営業外収益合計	220	171
営業外費用		
支払利息	8	7
賃借ビル解約補修費	8	12
持分法による投資損失	-	145
その他	0	2
営業外費用合計	16	168
経常利益	7,179	6,770
特別利益		
固定資産売却益	3 0	-
投資有価証券売却益	0	0
ゴルフ会員権売却益	1	-
貸倒引当金戻入額	-	5
特別利益合計	1	5
特別損失		
固定資産売却損	4 15	4 3
固定資産除却損	5 92	5 17
減損損失	6 78	6 0
投資有価証券売却損	1	20
有価証券償還損	-	76
投資有価証券評価損	7 94	7 72
特別損失合計	281	191
税金等調整前当期純利益	6,899	6,583
法人税、住民税及び事業税	3,612	2,852
法人税等調整額	428	21
法人税等合計	3,184	2,830
少数株主利益又は少数株主損失()	118	15
当期純利益	3,596	3,768

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	5,700	5,700
当期末残高	5,700	5,700
資本剰余金		
前期末残高	5,409	5,409
当期変動額		
自己株式の処分	0	-
自己株式の消却	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	5,409	5,409
利益剰余金		
前期末残高	37,543	36,118
当期変動額		
剰余金の配当	1,162	1,257
当期純利益	3,596	3,768
自己株式の処分	-	0
自己株式の消却	3,858	-
当期変動額合計	1,425	2,511
当期末残高	36,118	38,630
自己株式		
前期末残高	30	35
当期変動額		
自己株式の取得	3,867	2,244
自己株式の処分	3	0
自己株式の消却	3,858	-
当期変動額合計	5	2,243
当期末残高	35	2,279
株主資本合計		
前期末残高	48,622	47,192
当期変動額		
剰余金の配当	1,162	1,257
当期純利益	3,596	3,768
自己株式の取得	3,867	2,244
自己株式の処分	3	0
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	1,430	267
当期末残高	47,192	47,459

	前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,809	1,013
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	795	1,250
当期変動額合計	795	1,250
当期末残高	1,013	236
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,809	1,013
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	795	1,250
当期変動額合計	795	1,250
当期末残高	1,013	236
少数株主持分		
前期末残高	1,176	1,277
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	100	42
当期変動額合計	100	42
当期末残高	1,277	1,234
純資産合計		
前期末残高	51,608	49,482
当期変動額		
剰余金の配当	1,162	1,257
当期純利益	3,596	3,768
自己株式の取得	3,867	2,244
自己株式の処分	3	0
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	695	1,292
当期変動額合計	2,126	1,024
当期末残高	49,482	48,458

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,899	6,583
減価償却費	2,062	2,198
貸倒引当金の増減額（ は減少）	22	0
賞与引当金の増減額（ は減少）	142	330
退職給付引当金の増減額（ は減少）	182	107
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	57	262
受取利息及び受取配当金	144	118
支払利息	8	7
持分法による投資損益（ は益）	23	145
有価証券償還損益（ は益）	-	76
固定資産売却損益（ は益）	15	3
固定資産除却損	92	17
投資有価証券売却損益（ は益）	1	20
投資有価証券評価損益（ は益）	94	72
減損損失	78	0
ゴルフ会員権売却損益（ は益）	1	-
売上債権の増減額（ は増加）	1,285	1,065
たな卸資産の増減額（ は増加）	13	66
その他の資産の増減額（ は増加）	35	19
仕入債務の増減額（ は減少）	857	1,644
その他の負債の増減額（ は減少）	420	836
未払消費税等の増減額（ は減少）	60	47
その他	11	2
小計	9,544	8,782
利息及び配当金の受取額	135	130
利息の支払額	8	7
法人税等の支払額	3,444	3,903
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,226	5,002
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	8,400	15,200
定期預金の払戻による収入	3,400	12,700
有価証券の償還による収入	-	119
有形固定資産の取得による支出	813	1,344
有形固定資産の売却による収入	5	0
無形固定資産の取得による支出	556	582
投資有価証券の取得による支出	194	717
投資有価証券の売却による収入	125	18
差入保証金の差入による支出	46	29
差入保証金の回収による収入	38	42

	前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
貸付けによる支出	65	180
貸付金の回収による収入	65	90
ゴルフ会員権の売却による収入	1	-
その他の支出	0	0
その他の収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,438	5,083
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	57	30
リース債務の返済による支出	-	57
自己株式の売却による収入	3	0
自己株式の取得による支出	3,879	2,246
配当金の支払額	1,158	1,259
少数株主への配当金の支払額	13	22
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,105	3,614
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,316	3,696
現金及び現金同等物の期首残高	26,803	21,486
現金及び現金同等物の期末残高	1 21,486	1 17,790

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社(3社) 東京ラインプリンタ印刷株式会社 TKC保安サービス株式会社 株式会社TKCマネジメントコンサルティング なお、子会社は全て連結の範囲に含めております。</p>	<p>同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用関連会社(3社) 株式会社TKC出版 株式会社スカイコム 株式会社アイタックシステムズ 関連会社に対する投資は全て持分法を適用しております。 なお、株式会社スカイコム及び株式会社アイタックシステムズは、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。</p>	<p>持分法適用関連会社(3社) 株式会社TKC出版 株式会社スカイコム 株式会社アイタックシステムズ 関連会社に対する投資は全て持分法を適用しております。 なお、株式会社スカイコム及び株式会社アイタックシステムズは、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。 また、株式会社アイタックシステムズは、平成21年10月30日開催の臨時株主総会において特別清算の決議をしております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 1)その他有価証券 a.時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) b.時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 1)商品・原材料 先入先出法による原価法 2)製品 進捗度を加味した売価還元法による原価法 3)仕掛品 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法 4)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 1)その他有価証券 a.時価のあるもの 同左 b.時価のないもの 同左 たな卸資産 1)商品・原材料 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 2)製品 進捗度を加味した売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 3)仕掛品 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 4)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物 10年～50年 機械装置及び運搬具 5年～10年 工具、器具及び備品 2年～20年 無形固定資産 1)ソフトウェア a.市場販売目的のソフトウェア 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。 b.自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。 2)その他 定額法を採用しております。</p>	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物 10年～50年 機械装置及び運搬具 4年～10年 工具、器具及び備品 2年～20年 無形固定資産（リース資産を除く） 1)ソフトウェア a.市場販売目的のソフトウェア 同左 b.自社利用のソフトウェア 同左 2)その他 同左 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したもとしてリース資産に計上する方法によっております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生連結会計年度の費用として処理しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(4)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、</p> <p>手許現金 随時引き出し可能な預金 容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資 からなっております。</p>	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)</p> <p>たな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法及び進捗度を加味した売価還元法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)及び進捗度を加味した売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準の適用)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当連結会計年度から適用し、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。</p> <p>また、リース取引開始日が適用初年度開始前のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
	(連結貸借対照表) 1. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ312百万円、116百万円、119百万円であります。 2. 前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期預金」は、総資産の5/100を超えることとなったため、区分掲記しております。 なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「長期預金」は2,000百万円であります。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(固定資産の減価償却方法)</p> <p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p>	
	<p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>連結子会社の機械装置のうち、デジタル印刷機に係るものについては、従来耐用年数を10年としておりましたが、当連結会計年度より4年に変更しました。</p> <p>この変更は、平成20年度税制改正を契機として耐用年数を見直したことに伴うものであります。</p> <p>なお、この変更に伴う損益への影響は軽微であります。</p>
	<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>従来、役員退職慰労金の支出に備えるため、当社及び連結子会社は内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、それぞれ平成20年12月19日及び平成20年12月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。このため、当連結会計年度末においては、制度廃止日までの要支給額を「役員退職慰労引当金」として固定負債に計上しております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益への影響は、軽微であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成21年9月30日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,548百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,687百万円
2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 238百万円	2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 224百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給与 7,658百万円	給与 7,994百万円
賞与引当金繰入額 2,148百万円	賞与引当金繰入額 1,937百万円
退職給付費用 420百万円	退職給付費用 422百万円
減価償却費 564百万円	減価償却費 614百万円
賃借料 2,061百万円	賃借料 2,009百万円
研究開発費 672百万円	研究開発費 496百万円
2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、672百万円であります。	2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、496百万円であります。
3. 固定資産売却益は、機械装置及び運搬具の売却によるものであります。	3.
4. 固定資産売却損は、機械装置及び運搬具の売却によるものであります。	4. 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。
	機械装置及び運搬具 0百万円
	工具、器具及び備品 3百万円
	計 3百万円
5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。	5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。
建物及び構築物 73百万円	建物及び構築物 5百万円
機械装置及び運搬具 0百万円	機械装置及び運搬具 0百万円
工具、器具及び備品 16百万円	工具、器具及び備品 11百万円
その他 1百万円	その他 1百万円
計 92百万円	計 17百万円

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)																								
<p>6. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県福島市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td>茨城県水戸市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td>東京都練馬区他</td> <td>遊休資産</td> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（78百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>7. 投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	福島県福島市	遊休資産	土地	22	茨城県水戸市	遊休資産	土地	50	東京都練馬区他	遊休資産	電話加入権	5	<p>6. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県宇都宮市 他</td> <td>遊休資産</td> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（0百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>7. 投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式及び投資信託の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	栃木県宇都宮市 他	遊休資産	電話加入権	0
場所	用途	種類	金額 (百万円)																						
福島県福島市	遊休資産	土地	22																						
茨城県水戸市	遊休資産	土地	50																						
東京都練馬区他	遊休資産	電話加入権	5																						
場所	用途	種類	金額 (百万円)																						
栃木県宇都宮市 他	遊休資産	電話加入権	0																						

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	29,916	-	2,000	27,916
合計	29,916	-	2,000	27,916
自己株式				
普通株式(注)2	16	2,003	2,001	18
合計	16	2,003	2,001	18

(注)1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少2,000千株は、取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,003千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,000千株、単元未満株式の買取りによる増加3千株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少2,001千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少2,000千株、単元未満株式の買増請求による減少1千株であります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	598	20	平成19年9月30日	平成19年12月25日
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	564	20	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年12月19日 定時株主総会	普通株式	669	利益剰余金	24	平成20年9月30日	平成20年12月22日

(注)平成20年12月19日定時株主総会決議における1株当たり配当額には、連続30期増収増益記念配当4円を含んでおります。

当連結会計年度（自平成20年10月1日至平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	27,916	-	-	27,916
合計	27,916	-	-	27,916
自己株式				
普通株式（注）	18	1,187	0	1,205
合計	18	1,187	0	1,205

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加1,187千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,185千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当金に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年12月19日 定時株主総会	普通株式	669	（注）24	平成20年9月30日	平成20年12月22日
平成21年5月12日 取締役会	普通株式	587	22	平成21年3月31日	平成21年6月22日

（注）平成20年12月19日定時株主総会決議における1株当たり配当額には、連続30期増収増益記念配当4円を含んでおります。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	利益剰余金	22	平成21年9月30日	平成21年12月24日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自平成19年10月1日 至平成20年9月30日）	当連結会計年度 （自平成20年10月1日 至平成21年9月30日）
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成20年9月30日現在）	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年9月30日現在）
現金及び預金勘定 29,486百万円	現金及び預金勘定 19,490百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 8,000百万円	預入期間が3か月を超える定期預金 1,700百万円
現金及び現金同等物 21,486百万円	現金及び現金同等物 17,790百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)				当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)	
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、情報処理に係るホストコンピュータ及びその周辺機器(工具、器具及び備品)であります。	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額 (百万円)	(2)リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
機械装置及び運搬具	77	49	27	2.オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
工具、器具及び備品	139	80	58	1年内 160百万円 1年超 189百万円	
合計	216	130	85	合計 349百万円	
(2)未経過リース料期末残高相当額				3.転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額	
1年内 263百万円				(1)リース投資資産	
1年超 316百万円				流動資産 160百万円	
合計 579百万円				投資その他の資産 147百万円	
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(2)リース債務	
支払リース料 234百万円				流動負債 160百万円	
減価償却費相当額 214百万円				固定負債 147百万円	
支払利息相当額 7百万円					
(4)減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					
(5)利息相当額の算定方法					
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					
(貸主側)					
未経過リース料期末残高相当額					
1年内 222百万円					
1年超 267百万円					
合計 489百万円					
(注)上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。					
なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。					
2.オペレーティング・リース取引					
未経過リース料					
1年内 61百万円					
1年超 80百万円					
合計 142百万円					

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成20年9月30日現在)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	2,347	4,156	1,808
その他	38	38	0
小計	2,386	4,194	1,808
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	79	56	22
その他	621	519	102
小計	701	575	125
合計	3,087	4,770	1,682

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
125	0	1

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

種類	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,023
非上場債券	30

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、94百万円減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
非上場債券				
社債	30	-	-	-
その他	126	-	-	-
合計	156	-	-	-

当連結会計年度（平成21年9月30日現在）

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	121	137	15
その他	51	56	4
小計	173	193	20
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	2,723	2,349	374
その他	415	367	48
小計	3,139	2,716	422
合計	3,312	2,910	402

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある「その他」に区分した一部銘柄(投資信託)について、23百万円減損処理を行っております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
18	0	20

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

種類	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	938
非上場債券	300

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、49百万円減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
非上場債券				
社債	-	-	300	-
合計	-	-	300	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)及び当連結会計年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

当社グループ(当社及び連結子会社)は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (平成20年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成21年9月30日現在)																																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>提出会社および連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および厚生年金基金制度を設けております。</p> <p>当連結会計年度末現在、提出会社および連結子会社3社が退職一時金制度を有しております。また提出会社は、総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しております。さらに、提出会社および連結子会社2社が確定拠出年金制度を有しております。</p> <p>なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成20年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">392,848百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">406,325百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">13,476百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める提出会社の掛金拠出割合(平成20年3月31日現在)</p> <p style="text-align: center;">1.23%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の主な要因は、運用損の発生によるものであります。</p> <p>なお、上記(2)の割合は提出会社の実際の負担割合とは一致しません。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項(平成20年9月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">イ. 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,851百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産(注)</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">2,851百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">2,851百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td style="text-align: right;">2,851百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金については、提出会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付引当金の計算に含めておりません。</p>	年金資産の額	392,848百万円	年金財政計算上の給付債務の額	406,325百万円	差引額	13,476百万円	イ. 退職給付債務	2,851百万円	ロ. 年金資産(注)	- 百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	2,851百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	- 百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	- 百万円	ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	2,851百万円	ト. 前払年金費用	- 百万円	チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	2,851百万円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p> <p>なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成21年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">329,874百万円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">446,934百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">117,060百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める提出会社の掛金拠出割合(平成21年3月31日現在)</p> <p style="text-align: center;">1.21%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の主な要因は、運用損の発生によるものであります。</p> <p>なお、上記(2)の割合は提出会社の実際の負担割合とは一致しません。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項(平成21年9月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">イ. 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,959百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産(注)</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">2,959百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">2,959百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td style="text-align: right;">2,959百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金については、提出会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付引当金の計算に含めておりません。</p>	年金資産の額	329,874百万円	年金財政計算上の給付債務の額	446,934百万円	差引額	117,060百万円	イ. 退職給付債務	2,959百万円	ロ. 年金資産(注)	- 百万円	ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	2,959百万円	ニ. 未認識数理計算上の差異	- 百万円	ホ. 未認識過去勤務債務	- 百万円	ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	2,959百万円	ト. 前払年金費用	- 百万円	チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	2,959百万円
年金資産の額	392,848百万円																																												
年金財政計算上の給付債務の額	406,325百万円																																												
差引額	13,476百万円																																												
イ. 退職給付債務	2,851百万円																																												
ロ. 年金資産(注)	- 百万円																																												
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	2,851百万円																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	- 百万円																																												
ホ. 未認識過去勤務債務	- 百万円																																												
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	2,851百万円																																												
ト. 前払年金費用	- 百万円																																												
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	2,851百万円																																												
年金資産の額	329,874百万円																																												
年金財政計算上の給付債務の額	446,934百万円																																												
差引額	117,060百万円																																												
イ. 退職給付債務	2,959百万円																																												
ロ. 年金資産(注)	- 百万円																																												
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	2,959百万円																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	- 百万円																																												
ホ. 未認識過去勤務債務	- 百万円																																												
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	2,959百万円																																												
ト. 前払年金費用	- 百万円																																												
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	2,959百万円																																												

前連結会計年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)																																
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 勤務費用</td> <td>259百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td>53百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額</td> <td>187百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</td> <td>506百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に対する掛金は、勤務費用に含めております。</p>	イ. 勤務費用	259百万円	ロ. 利息費用	53百万円	ハ. 期待運用収益	- 百万円	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	6百万円	ホ. 過去勤務債務の費用処理額	- 百万円	ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	187百万円	ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	- 百万円	チ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	506百万円	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 勤務費用</td> <td>268百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td>57百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額</td> <td>195百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>チ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</td> <td>495百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に対する掛金は、勤務費用に含めております。</p>	イ. 勤務費用	268百万円	ロ. 利息費用	57百万円	ハ. 期待運用収益	- 百万円	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	25百万円	ホ. 過去勤務債務の費用処理額	- 百万円	ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	195百万円	ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	- 百万円	チ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	495百万円
イ. 勤務費用	259百万円																																
ロ. 利息費用	53百万円																																
ハ. 期待運用収益	- 百万円																																
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	6百万円																																
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	- 百万円																																
ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	187百万円																																
ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	- 百万円																																
チ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	506百万円																																
イ. 勤務費用	268百万円																																
ロ. 利息費用	57百万円																																
ハ. 期待運用収益	- 百万円																																
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	25百万円																																
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	- 百万円																																
ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額	195百万円																																
ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	- 百万円																																
チ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	495百万円																																
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ロ. 期待運用収益率</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ハ. 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ニ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>発生した連結会計年度において費用処理しています。</td> </tr> </table> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。</p>	イ. 割引率	2.0%	ロ. 期待運用収益率	-	ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	-	ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 割引率</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>ロ. 期待運用収益率</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ハ. 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ニ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>発生した連結会計年度において費用処理しています。</td> </tr> </table>	イ. 割引率	2.0%	ロ. 期待運用収益率	-	ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	-	ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。												
イ. 割引率	2.0%																																
ロ. 期待運用収益率	-																																
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	-																																
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。																																
イ. 割引率	2.0%																																
ロ. 期待運用収益率	-																																
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	-																																
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	発生した連結会計年度において費用処理しています。																																

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成21年9月30日現在)																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>ソフトウェア制作費等</td><td style="text-align: right;">2,305百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">1,093百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">1,141百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">375百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">157百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">272百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金に対応する法定福利費</td><td style="text-align: right;">133百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">172百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">253百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,905百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">376百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,529百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>プログラム等準備金</td><td style="text-align: right;">787百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">669百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,457百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,072百万円</td></tr> </table>	ソフトウェア制作費等	2,305百万円	賞与引当金	1,093百万円	退職給付引当金	1,141百万円	役員退職慰労引当金	375百万円	未払事業税	157百万円	投資有価証券評価損	272百万円	賞与引当金に対応する法定福利費	133百万円	減損損失	172百万円	その他	253百万円	小計	5,905百万円	評価性引当額	376百万円	繰延税金資産合計	5,529百万円	プログラム等準備金	787百万円	その他有価証券評価差額金	669百万円	繰延税金負債合計	1,457百万円	繰延税金資産の純額	4,072百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>ソフトウェア制作費等</td><td style="text-align: right;">2,266百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">957百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">1,188百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">269百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">73百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">137百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金に対応する法定福利費</td><td style="text-align: right;">123百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">194百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">163百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">334百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,709百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">388百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,321百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>プログラム等準備金</td><td style="text-align: right;">393百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">393百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,927百万円</td></tr> </table>	ソフトウェア制作費等	2,266百万円	賞与引当金	957百万円	退職給付引当金	1,188百万円	役員退職慰労引当金	269百万円	未払事業税	73百万円	投資有価証券評価損	137百万円	賞与引当金に対応する法定福利費	123百万円	減損損失	194百万円	その他有価証券評価差額金	163百万円	その他	334百万円	小計	5,709百万円	評価性引当額	388百万円	繰延税金資産合計	5,321百万円	プログラム等準備金	393百万円	繰延税金負債合計	393百万円	繰延税金資産の純額	4,927百万円
ソフトウェア制作費等	2,305百万円																																																																
賞与引当金	1,093百万円																																																																
退職給付引当金	1,141百万円																																																																
役員退職慰労引当金	375百万円																																																																
未払事業税	157百万円																																																																
投資有価証券評価損	272百万円																																																																
賞与引当金に対応する法定福利費	133百万円																																																																
減損損失	172百万円																																																																
その他	253百万円																																																																
小計	5,905百万円																																																																
評価性引当額	376百万円																																																																
繰延税金資産合計	5,529百万円																																																																
プログラム等準備金	787百万円																																																																
その他有価証券評価差額金	669百万円																																																																
繰延税金負債合計	1,457百万円																																																																
繰延税金資産の純額	4,072百万円																																																																
ソフトウェア制作費等	2,266百万円																																																																
賞与引当金	957百万円																																																																
退職給付引当金	1,188百万円																																																																
役員退職慰労引当金	269百万円																																																																
未払事業税	73百万円																																																																
投資有価証券評価損	137百万円																																																																
賞与引当金に対応する法定福利費	123百万円																																																																
減損損失	194百万円																																																																
その他有価証券評価差額金	163百万円																																																																
その他	334百万円																																																																
小計	5,709百万円																																																																
評価性引当額	388百万円																																																																
繰延税金資産合計	5,321百万円																																																																
プログラム等準備金	393百万円																																																																
繰延税金負債合計	393百万円																																																																
繰延税金資産の純額	4,927百万円																																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.4%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.0%</td></tr> <tr><td>交際費等の永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.7%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">2.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46.2%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		住民税均等割	1.0%	交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.7%	評価性引当額の増減	2.9%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.2%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.4%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.1%</td></tr> <tr><td>交際費等の永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.2%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">0.2%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.0%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.4%	(調整)		住民税均等割	1.1%	交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.2%	評価性引当額の増減	0.2%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.0%																																				
法定実効税率	40.4%																																																																
(調整)																																																																	
住民税均等割	1.0%																																																																
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.7%																																																																
評価性引当額の増減	2.9%																																																																
その他	0.1%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.2%																																																																
法定実効税率	40.4%																																																																
(調整)																																																																	
住民税均等割	1.1%																																																																
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.2%																																																																
評価性引当額の増減	0.2%																																																																
その他	0.1%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.0%																																																																

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	40,690	10,158	3,853	54,703	-	54,703
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	0	-	0	(0)	-
計	40,690	10,159	3,853	54,703	(0)	54,703
営業費用	34,928	9,457	3,343	47,728	(0)	47,727
営業利益	5,762	702	510	6,975	(-)	6,975
資産、減価償却費、減損損失及 び資本的支出						
資産	19,654	7,165	1,985	28,805	37,750	66,556
減価償却費	1,231	702	127	2,062	-	2,062
減損損失	-	-	-	-	78	78
資本的支出	955	529	162	1,648	-	1,648

当連結会計年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

	会計事務所 事業 (百万円)	地方公共団 体事業 (百万円)	印刷事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	39,480	10,497	3,316	53,294	-	53,294
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	0	-	0	(0)	-
計	39,480	10,498	3,316	53,295	(0)	53,294
営業費用	33,637	9,647	3,243	46,528	(0)	46,527
営業利益	5,842	850	73	6,766	(-)	6,766
資産、減価償却費、減損損失及 び資本的支出						
資産	19,366	6,823	1,687	27,877	35,520	63,398
減価償却費	1,437	491	269	2,198	-	2,198
減損損失	0	0	0	0	-	0
資本的支出	1,218	447	283	1,949	-	1,949

(注) 1. 事業区分については、販売市場及びサービス・製品等の類似性を考慮して、セグメンテーションしております。

2. 各事業区分の主なサービス及び商品は、次のとおりです。

事業区分	主要なサービス及び商品
会計事務所事業	<p>(1) 情報処理サービス T K C 統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス T K C インターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、A S P（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス、データベース・サービス、データ・ストレージ・サービス、ダウンロード・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス</p> <p>(2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>(3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p> <p>(4) サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等</p>
地方公共団体事業	<p>(1) 情報処理サービス T K C 統合情報センターによるコンピュータ・サービス 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス、データバックアップ・サービス T K C インターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピュータ・サービス インターネット・サービス、イントラネット・サービス、A S P（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス、データベース・サービス、データバックアップ・サービス、データセキュリティ・サービス</p> <p>(2) ソフトウェア及びコンサルティングサービス 情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供、専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>(3) オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p>
印刷事業	コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントサービス、パンフレット等

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度において、「消去又は全社」の項目に表示した全社資産の金額は、それぞれ37,750百万円及び35,520百万円であり、その主なものは、連結財務諸表提出会社での現金及び預金、投資有価証券及び管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費及び資本的支出には長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）及び当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）及び当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼務等 (人)	事業上 の関係				
近親者	飯塚るな子 (当社代表取締役社長飯塚真玄の近親者)	-	-	-	(被所有) 直接 1.0	-	-	事務用品の販売等	0	売掛金	0
								建物の賃借	98	-	-
	森木将雄 (当社取締役森木隆裕の近親者)	-	-	税理士事務所	(被所有) 直接 0.0	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等	16	売掛金	2
								業務委託等	0	買掛金	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人Tax Japan ちば (注2)	千葉県千葉市中央区	8	税理士法人	-	兼任 1名	情報処理の受託等	情報処理の受託等	13	売掛金	1
	税理士法人大藤会計事務所 (注3)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	-	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等	15	売掛金	1

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

情報処理の受託等、事務用品の販売等及び業務委託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役栗飯原一雄氏の共同設立法人であります。
3. 当社取締役専務執行役員角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。
4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

（追加情報）

当連結会計年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、関連当事者との取引による破産更生債権等に係る情報が開示対象に追加されております。

1 関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社アイタックシステムズ	東京都中央区	60	コンピュータ及び周辺機器の販売	(所有) 直接 40.0	当社商品（コンピュータ周辺機器）の仕入及び当社商品（コンピュータ）の販売	商品（コンピュータ）の販売（注2）	116	-	-
							資金の貸付（注2）	180	-	-

（注）1．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

当社商品の販売条件は、市場価格を参考に決定しております。

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

3．株式会社アイタックシステムズは、平成21年10月30日開催の臨時株主総会において特別清算の決議をしております。当連結会計年度において同社に対する資金の貸付に係る債権90百万円及び当社商品の販売に係る債権43百万円について持分法による投資損失133百万円を計上しております。

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員 の 近 親 者	飯塚るな子 (当社代表取締役会長飯塚真玄の近親者)	-	-	-	-	建物の賃借	建物の賃借（注2）	98	-	-
	森木将雄 (当社取締役森木隆裕の近親者)	-	-	税理士事務所	(被所有) 直接 0.0	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注2）	13	売掛金	1
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人Taxジャパンちば (注3)	千葉県千葉市中央区	8	税理士法人	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注2）	12	売掛金	1
	税理士法人大藤会計事務所 (注4)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	-	情報処理の受託等	情報処理の受託等（注2）	11	売掛金	1

（注）1．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

3．当社取締役栗飯原一雄氏の共同設立法人であります。

4．当社代表取締役副社長角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 1,773円67銭	1株当たり純資産額 1,767円91銭
1株当たり当期純利益金額 125円52銭	1株当たり当期純利益金額 138円81銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
当期純利益(百万円)	3,596	3,768
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,596	3,768
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,650	27,149

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)																						
<p>(自己株式の取得)</p> <p>平成20年12月10日開催の当社取締役会において、会社法第165条第2項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議しております。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の向上を図るため。</p> <p>(2)取得の内容</p> <table> <tr> <td>取得する株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の総数</td> <td>2,000,000株(上限)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td>4,000百万円(上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td>市場取引</td> </tr> <tr> <td>取得する期間</td> <td>平成20年12月11日から 平成21年10月30日まで</td> </tr> </table>	取得する株式の種類	普通株式	取得する株式の総数	2,000,000株(上限)	株式の取得価額の総額	4,000百万円(上限)	取得方法	市場取引	取得する期間	平成20年12月11日から 平成21年10月30日まで	<p>(自己株式の消却)</p> <p>当社は、平成21年11月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、自己株式の消却を以下のとおり実施いたしました。</p> <table> <tr> <td>消却の理由</td> <td>資本効率の向上と株主利益の向上を図るため</td> </tr> <tr> <td>消却の方法</td> <td>利益剰余金からの減額</td> </tr> <tr> <td>消却した株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>消却した株式の数</td> <td>1,185,800株</td> </tr> </table> <p>(消却前の発行済株式総数に対する割合 4.25%)</p> <table> <tr> <td>消却実施日</td> <td>平成21年11月30日</td> </tr> <tr> <td>消却後の発行済株式総数</td> <td>26,731,033株</td> </tr> </table>	消却の理由	資本効率の向上と株主利益の向上を図るため	消却の方法	利益剰余金からの減額	消却した株式の種類	普通株式	消却した株式の数	1,185,800株	消却実施日	平成21年11月30日	消却後の発行済株式総数	26,731,033株
取得する株式の種類	普通株式																						
取得する株式の総数	2,000,000株(上限)																						
株式の取得価額の総額	4,000百万円(上限)																						
取得方法	市場取引																						
取得する期間	平成20年12月11日から 平成21年10月30日まで																						
消却の理由	資本効率の向上と株主利益の向上を図るため																						
消却の方法	利益剰余金からの減額																						
消却した株式の種類	普通株式																						
消却した株式の数	1,185,800株																						
消却実施日	平成21年11月30日																						
消却後の発行済株式総数	26,731,033株																						

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	48	48	1.48	-
1年以内に返済予定の長期借入金	30	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	198	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	172	-	平成22年10月2日～ 平成27年9月30日
その他有利子負債 割賦購入未払金	402	254	2.06	平成21年10月5日～ 平成26年4月6日
計	480	672	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	113	36	19	1
その他有利子負債	98	8	0	0

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第2四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	第3四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第4四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日
売上高(百万円)	10,974	15,814	12,936	13,569
税金等調整前四半期純利益 金額(百万円)	858	2,979	2,233	512
四半期純利益金額 (百万円)	371	1,802	1,294	301
1株当たり四半期純利益金 額(円)	13.32	66.00	48.44	11.27

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,490	17,618
売掛金	6,811	6,030
リース投資資産	-	160
有価証券	156	-
商品	131	151
仕掛品	66	18
原材料及び貯蔵品	85	97
前渡金	122	114
前払費用	151	147
繰延税金資産	1,995	1,889
未収入金	58	48
その他	67	57
貸倒引当金	38	46
流動資産合計	37,098	26,290
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	5,359	5,114
構築物（純額）	127	118
車両運搬具（純額）	2	1
工具、器具及び備品（純額）	1,271	1,092
土地	5,898	6,142
リース資産（純額）	-	40
建設仮勘定	13	-
有形固定資産合計	12,673	12,510
無形固定資産		
のれん	9	-
ソフトウェア	589	461
ソフトウェア仮勘定	51	100
電話加入権	73	73
その他	0	0
無形固定資産合計	724	636
投資その他の資産		
投資有価証券	5,595	4,090
関係会社株式	429	429
出資金	100	100
従業員に対する長期貸付金	0	-
破産更生債権等	-	133
長期前払費用	49	56

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
繰延税金資産	1,785	2,707
長期預金	1,300	10,300
差入保証金	1,292	1,279
長期リース投資資産	-	147
その他	12	12
貸倒引当金	-	133
投資その他の資産合計	10,565	19,124
固定資産合計	23,963	32,271
資産合計	61,061	58,561
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 3,603	2 3,181
リース債務	-	186
未払金	2 2,065	2 1,887
未払法人税等	1,903	1,079
未払事業所税	41	45
未払消費税等	221	202
前受金	349	320
預り金	229	256
賞与引当金	2,552	2,238
設備関係未払金	266	279
流動負債合計	11,233	9,677
固定負債		
リース債務	-	161
退職給付引当金	2,565	2,659
役員退職慰労引当金	720	454
その他	2 10	2 10
固定負債合計	3,297	3,287
負債合計	14,530	12,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金		
資本準備金	5,409	5,409
資本剰余金合計	5,409	5,409
利益剰余金		
利益準備金	688	688
その他利益剰余金		
プログラム等準備金	1,162	581
別途積立金	32,277	32,277

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
繰越利益剰余金	316	3,450
利益剰余金合計	34,444	36,997
自己株式	32	2,275
株主資本合計	45,521	45,830
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金	1,009	233
評価・換算差額等合計	1,009	233
純資産合計	46,531	45,596
負債純資産合計	61,061	58,561

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
営業収入		
情報処理・ソフトウェア及びコンサルティング サービス収入	35,761	36,196
オフィス機器及びサプライ売上高	11,080	9,821
事務代行及び仲介サービス収入	² 3,793	² 3,724
営業収入合計	50,634	49,742
営業原価		
情報処理・ソフトウェア及びコンサルティング サービス原価	10,852	10,837
オフィス機器及びサプライ売上原価	8,419	7,515
営業原価合計	19,271	18,353
営業総利益	31,363	31,389
販売費及び一般管理費	^{3, 4} 24,890	^{3, 4} 24,644
営業利益	6,473	6,744
営業外収益		
受取利息	72	60
有価証券利息	0	0
受取配当金	78	¹ 84
受取地代家賃	37	38
その他	18	23
営業外収益合計	208	207
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	-	¹ 90
賃借ビル解約補修費	8	12
為替差損	0	-
その他	-	2
営業外費用合計	8	104
経常利益	6,672	6,848
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産売却損	⁵ 0	⁵ 3
固定資産除却損	⁶ 91	⁶ 17
減損損失	⁷ 74	⁷ 0
投資有価証券売却損	1	20
有価証券償還損	-	76
投資有価証券評価損	⁸ 94	⁸ 72
特別損失合計	261	191
税引前当期純利益	6,411	6,656
法人税、住民税及び事業税	3,385	2,836
法人税等調整額	400	10

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
法人税等合計	2,985	2,846
当期純利益	3,426	3,810

【営業原価の明細書】

(イ) 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価明細書

区分	注記 番号	第42期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)		第43期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
材料費	1		2,306	21.9	2,709	25.5	
労務費			1,947	18.5	1,734	16.3	
経費							
1. 電算機賃借料		528		481			
2. 保守業務委託費		1,480		1,536			
3. 減価償却費		446		493			
4. 保守修繕費		377		398			
5. 消耗品費	1,073		1,005				
6. その他	2,363	6,271	59.6	2,277	6,193	58.2	
当期総費用			10,525	100.0		10,637	100.0
期首仕掛品たな卸高	2		109			66	
他勘定からの受入高			804			581	
合計			11,440			11,285	
期末仕掛品たな卸高	3		66			18	
他勘定への振替高			521			430	
当期情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価			10,852			10,837	

(注) 1. 労務費には、次の引当金繰入額等が含まれております。なお、()内は前期の金額であります。

賞与引当金繰入額 358百万円(420百万円)

退職給付費用 42百万円(54百万円)

2. 他勘定からの受入高は、ソフトウェアの償却額を振り替えたものであります。

3. 他勘定への振替高は、ソフトウェアの制作に係る費用をソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に振り替えたものであります。

4. 原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

(ロ) オフィス機器及びサプライ売上原価明細書

区分	注記 番号	第42期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)		第43期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
期首たな卸高			115	1.4		131	1.7
当期仕入高			8,434	98.6		7,536	98.3
合計			8,550	100.0		7,667	100.0
期末たな卸高			131			151	
当期オフィス機器及びサプライ売上原価			8,419			7,515	

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	5,700	5,700
当期末残高	5,700	5,700
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5,409	5,409
当期末残高	5,409	5,409
その他資本剰余金		
前期末残高	0	-
当期変動額		
自己株式の処分	0	-
自己株式の消却	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	5,409	5,409
当期変動額		
自己株式の処分	0	-
自己株式の消却	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	5,409	5,409
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	688	688
当期末残高	688	688
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	8	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	8	-
当期変動額合計	8	-
当期末残高	-	-
プログラム等準備金		
前期末残高	1,907	1,162
当期変動額		
プログラム等準備金の取崩	745	581
当期変動額合計	745	581
当期末残高	1,162	581

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
別途積立金		
前期末残高	29,477	32,277
当期変動額		
別途積立金の積立	2,800	-
当期変動額合計	2,800	-
当期末残高	32,277	32,277
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,958	316
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	8	-
プログラム等準備金の取崩	745	581
別途積立金の積立	2,800	-
剰余金の配当	1,162	1,257
当期純利益	3,426	3,810
自己株式の処分	-	0
自己株式の消却	3,858	-
当期変動額合計	3,641	3,133
当期末残高	316	3,450
利益剰余金合計		
前期末残高	36,040	34,444
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	-	-
プログラム等準備金の取崩	-	-
別途積立金の積立	-	-
剰余金の配当	1,162	1,257
当期純利益	3,426	3,810
自己株式の処分	-	0
自己株式の消却	3,858	-
当期変動額合計	1,595	2,552
当期末残高	34,444	36,997
自己株式		
前期末残高	26	32
当期変動額		
自己株式の取得	3,867	2,244
自己株式の処分	3	0
自己株式の消却	3,858	-
当期変動額合計	5	2,243
当期末残高	32	2,275
株主資本合計		
前期末残高	47,122	45,521

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
当期変動額		
剰余金の配当	1,162	1,257
当期純利益	3,426	3,810
自己株式の取得	3,867	2,244
自己株式の処分	3	0
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	1,601	309
当期末残高	45,521	45,830
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,799	1,009
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	789	1,243
当期変動額合計	789	1,243
当期末残高	1,009	233
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,799	1,009
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	789	1,243
当期変動額合計	789	1,243
当期末残高	1,009	233
純資産合計		
前期末残高	48,921	46,531
当期変動額		
剰余金の配当	1,162	1,257
当期純利益	3,426	3,810
自己株式の取得	3,867	2,244
自己株式の処分	3	0
自己株式の消却	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	789	1,243
当期変動額合計	2,390	934
当期末残高	46,531	45,596

【重要な会計方針】

項目	第42期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	第43期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1)子会社株式及び関連会社株式 同左 (2)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1)商品 先入先出法による原価法 (2)原材料 先入先出法による原価法 (3)仕掛品 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法 (4)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法	(1)商品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (2)原材料 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (3)仕掛品 進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (4)貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物 15年～50年 工具、器具及び備品 2年～20年 (2)無形固定資産 ソフトウェア 1)市場販売目的のソフトウェア 将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間(3年以内)による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。 2)自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。 その他 定額法を採用しております。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア 1)市場販売目的のソフトウェア 同左 2)自社利用のソフトウェア 同左 その他 同左

項目	第42期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)	第43期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
		<p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、前事業年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したのものとしてリース資産に計上する方法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の費用として処理しております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)退職給付引当金 同左</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)消費税及び地方消費税の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>(2)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1)消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> <p>(2)連結納税制度の適用 同左</p>

【会計処理方法の変更】

第42期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第43期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)</p> <p>たな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法及び進捗度を加味した売価還元法による原価法によっておりましたが、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)及び進捗度を加味した売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準の適用)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当事業年度から適用し、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。</p> <p>また、リース取引開始日が適用初年度開始前のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、前事業年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>

【追加情報】

<p>第42期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>第43期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(固定資産の減価償却の方法) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p>	
	<p>(役員退職慰労引当金) 従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成20年12月19日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。このため、当事業年度末においては、制度廃止日までの要支給額を「役員退職慰労引当金」として固定負債に計上しております。 なお、この変更に伴う損益への影響は、軽微であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第42期 (平成20年9月30日現在)		第43期 (平成21年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,096百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,723百万円
2. 関係会社に対する債務		2. 関係会社に対する債務	
買掛金	576百万円	買掛金	463百万円
未払金	221百万円	未払金	260百万円
その他	6百万円	その他	6百万円

(損益計算書関係)

第42期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)		第43期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)	
1.		1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
		受取配当金(営業外収益)	35百万円
		貸倒引当金繰入額(営業外費用)	90百万円
2. 事務代行及び仲介サービス収入に対応する費用は、販売費及び一般管理費のみ発生し、営業原価はありません。		2. 同左	
3. 販売費及び一般管理費のうち、販売費はおおよそ59.6%、一般管理費はおおよそ40.4%であります。また、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。		3. 販売費及び一般管理費のうち、販売費はおおよそ57.5%、一般管理費はおおよそ42.5%であります。また、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
発送配達費	736百万円	発送配達費	726百万円
販売促進費	1,742百万円	販売促進費	1,502百万円
広告宣伝費	1,108百万円	広告宣伝費	1,132百万円
給与	7,024百万円	給与	7,366百万円
賞与	1,826百万円	賞与	1,654百万円
賞与引当金繰入額	2,047百万円	賞与引当金繰入額	1,846百万円
退職給付費用	392百万円	退職給付費用	393百万円
福利厚生費	1,465百万円	福利厚生費	1,476百万円
旅費交通費	984百万円	旅費交通費	982百万円
減価償却費	545百万円	減価償却費	598百万円
賃借料	1,959百万円	賃借料	1,915百万円
研究開発費	672百万円	研究開発費	497百万円
4. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、672百万円であります。		4. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、497百万円であります。	
5. 固定資産売却損は、車両運搬具の売却によるものであります。		5. 固定資産売却損は、工具、器具及び備品の売却によるものであります。	
6. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。		6. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	
建物	66百万円	建物	5百万円
構築物	6百万円	車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	16百万円	工具、器具及び備品	11百万円
その他	1百万円	その他	1百万円
計	91百万円	計	17百万円

第42期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第43期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)																								
<p>7. 減損損失 当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福島県福島市</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">茨城県水戸市</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京都練馬区他</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">電話加入権</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当期において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（74百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>8. 投資有価証券評価損は、その他有価証券で時価のない株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	福島県福島市	遊休資産	土地	22	茨城県水戸市	遊休資産	土地	50	東京都練馬区他	遊休資産	電話加入権	1	<p>7. 減損損失 当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県宇都宮市他</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">電話加入権</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当期において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（0百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。</p> <p>8. 投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式及び投資信託の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	栃木県宇都宮市他	遊休資産	電話加入権	0
場所	用途	種類	金額 (百万円)																						
福島県福島市	遊休資産	土地	22																						
茨城県水戸市	遊休資産	土地	50																						
東京都練馬区他	遊休資産	電話加入権	1																						
場所	用途	種類	金額 (百万円)																						
栃木県宇都宮市他	遊休資産	電話加入権	0																						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	14	2,003	2,001	16
合計	14	2,003	2,001	16

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,003千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,000千株、単元未満株式の買取りによる増加3千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,001千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少2,000千株、単元未満株式の買増請求による減少1千株であります。

当事業年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	16	1,187	0	1,203
合計	16	1,187	0	1,203

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,187千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,185千株、単元未満株式の買取りによる増加2千株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

第42期 (自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)				第43期 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、情報処理に係るホストコンピュータ及びその周辺機器(工具、器具及び備品)であります。	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	(2)リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
車両運搬具	72	47	25	2. オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
工具、器具及び備品	80	52	28	1年内 160百万円	
合計	152	99	53	1年超 189百万円	
(2)未経過リース料期末残高相当額				合計 349百万円	
1年内 251百万円				3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額	
1年超 294百万円				(1)リース投資資産	
合計 545百万円				流動資産 160百万円	
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				投資その他の資産 147百万円	
支払リース料 219百万円				(2)リース債務	
減価償却費相当額 200百万円				流動負債 160百万円	
支払利息相当額 6百万円				固定負債 147百万円	
(4)減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					
(5)利息相当額の算定方法					
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					
(貸主側)					
未経過リース料期末残高相当額					
1年内 222百万円					
1年超 267百万円					
合計 489百万円					
(注)上記はすべて転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。					
なお、当該転貸リース取引は同一の条件で第三者にリースしており、同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。					
2. オペレーティング・リース取引					
未経過リース料					
1年内 61百万円					
1年超 80百万円					
合計 142百万円					

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)及び当事業年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

第42期 (平成20年9月30日現在)	第43期 (平成21年9月30日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア制作費等	ソフトウェア制作費等
2,305百万円	2,266百万円
賞与引当金	賞与引当金
1,031百万円	904百万円
退職給付引当金	退職給付引当金
1,036百万円	1,074百万円
未払事業税	未払事業税
145百万円	83百万円
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
270百万円	137百万円
役員退職慰労引当金	役員退職慰労引当金
291百万円	183百万円
賞与引当金に対応する法定福利費	賞与引当金に対応する法定福利費
125百万円	116百万円
減損損失	減損損失
172百万円	193百万円
その他	その他有価証券評価差額金
224百万円	160百万円
小計	その他
5,601百万円	257百万円
評価性引当額	小計
366百万円	5,378百万円
繰延税金資産合計	評価性引当額
5,234百万円	386百万円
繰延税金負債	繰延税金資産合計
プログラム等準備金	4,991百万円
787百万円	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	プログラム等準備金
666百万円	393百万円
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
1,454百万円	393百万円
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
3,780百万円	4,597百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
40.4%	40.4%
(調整)	(調整)
住民税均等割	住民税均等割
1.1%	1.0%
交際費等の永久に損金に算入されない項目	交際費等の永久に損金に算入されない項目
1.8%	1.2%
評価性引当額の増減	評価性引当額の増減
3.2%	0.3%
その他	その他
0.1%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
46.6%	42.8%

(1株当たり情報)

第42期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第43期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 1,667円77銭	1株当たり純資産額 1,706円91銭
1株当たり当期純利益金額 119円57銭	1株当たり当期純利益金額 140円33銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第42期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第43期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
当期純利益(百万円)	3,426	3,810
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,426	3,810
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,651	27,151

(重要な後発事象)

第42期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第43期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)																						
<p>(自己株式の取得)</p> <p>平成20年12月10日開催の当社取締役会において、会社法第165条第2項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議しております。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と株主利益の向上を図るため。</p> <p>(2)取得の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">取得する株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>取得する株式の総数</td> <td>2,000,000株(上限)</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額の総額</td> <td>4,000百万円(上限)</td> </tr> <tr> <td>取得方法</td> <td>市場取引</td> </tr> <tr> <td>取得する期間</td> <td>平成20年12月11日から 平成21年10月30日まで</td> </tr> </table>	取得する株式の種類	普通株式	取得する株式の総数	2,000,000株(上限)	株式の取得価額の総額	4,000百万円(上限)	取得方法	市場取引	取得する期間	平成20年12月11日から 平成21年10月30日まで	<p>(自己株式の消却)</p> <p>当社は、平成21年11月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、自己株式の消却を以下のとおり実施いたしました。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">消却の理由</td> <td>資本効率の向上と株主利益の向上を図るため</td> </tr> <tr> <td>消却の方法</td> <td>利益剰余金からの減額</td> </tr> <tr> <td>消却した株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>消却した株式の数</td> <td>1,185,800株</td> </tr> </table> <p>(消却前の発行済株式総数に対する割合 4.25%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">消却実施日</td> <td>平成21年11月30日</td> </tr> <tr> <td>消却後の発行済株式総数</td> <td>26,731,033株</td> </tr> </table>	消却の理由	資本効率の向上と株主利益の向上を図るため	消却の方法	利益剰余金からの減額	消却した株式の種類	普通株式	消却した株式の数	1,185,800株	消却実施日	平成21年11月30日	消却後の発行済株式総数	26,731,033株
取得する株式の種類	普通株式																						
取得する株式の総数	2,000,000株(上限)																						
株式の取得価額の総額	4,000百万円(上限)																						
取得方法	市場取引																						
取得する期間	平成20年12月11日から 平成21年10月30日まで																						
消却の理由	資本効率の向上と株主利益の向上を図るため																						
消却の方法	利益剰余金からの減額																						
消却した株式の種類	普通株式																						
消却した株式の数	1,185,800株																						
消却実施日	平成21年11月30日																						
消却後の発行済株式総数	26,731,033株																						

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)T & Dホールディングス	690,000
		T K C 金融保証(株)	1,400,000
		(株)三菱U F J フィナンシャルグループ	1,202,180
		(株)常陽銀行	235,321
		日本システム収納(株)	4,000
		(株)K H C	5,000
		(株)日本製紙グループ本社	17,000
		アイ・モバイル(株)	500
		(株)栃木サッカークラブ	800
		(株)システムソリューションセンター とちぎ	600
		その他 8 銘柄	153,927
計		3,709,328	3,367

【債券】

銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	第22回三菱東京U F J 銀行期限前償還条項付社債(劣後特約付)	300
計		300	300

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(千口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(投資信託受益証券) 証券投資信託受益証券(15銘柄)	487,432
計		487,432	423

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	13,535	98	37	13,596	8,481	337	5,114
構築物	454	3	-	457	338	12	118
車両運搬具	37	-	1	35	33	0	1
工具、器具及び備品	4,830	444	357	4,917	3,824	609	1,092
土地	5,898	244	-	6,142	-	-	6,142
リース資産	-	84	-	84	44	44	40
建設仮勘定	13	12	-	26	-	-	-
有形固定資産計	24,769	887	396	25,260	12,723	1,003	12,510
無形固定資産							
のれん	48	-	48	-	-	9	-
ソフトウェア	1,793	522	1,212	1,103	642	649	461
ソフトウェア仮勘定	51	430	380	100	-	-	100
電話加入権	73	-	0 (0)	73	-	-	73
その他	3	-	-	3	2	0	0
無形固定資産計	1,970	952	1,640	1,281	645	659	636
長期前払費用	125	34	2	157	102	19	55
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 市場販売目的のソフトウェア制作費 649百万円

3. 「長期前払費用」は、法人税法に定める繰延資産(権利金等)のみを表示しており、その償却方法は定額法を採用しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	38	180	2	36	180
賞与引当金	2,552	2,238	2,552	-	2,238
役員退職慰労引当金	720	6	272	-	454

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替えによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

内容	金額(百万円)
現金	1
預金	
当座預金	3,778
普通預金	2,577
定期預金	11,240
別段預金	21
小計	17,617
合計	17,618

ロ 売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
東芝ファイナンス(株)	96
栃木県国民健康保険団体連合会	92
T K C 金融保証(株)	72
エクナ(株)	55
高根沢町役場	38
その他	5,674
合計	6,030

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期間	前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率(%) C A + B	滞留期間 (月) D B ÷ 12
自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日	6,811	52,226	53,007	6,030	89.8	1.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ 商品

品目	金額(百万円)
オフィス機器	76
サプライ	75
合計	151

ニ 仕掛品

品目	金額(百万円)
受注ソフトウェア	8
データ作成費	9
その他	0
合計	18

ホ 原材料及び貯蔵品

品目	金額(百万円)
原材料	
会計帳表	15
自治体帳表	16
小計	32
貯蔵品	
システムマニュアル	34
その他(ラベル及び販売促進用品等)	31
小計	65
合計	97

固定資産

イ 長期預金

相手先	金額(百万円)
(株)三菱東京UFJ銀行	5,150
(株)常陽銀行	5,150
合計	10,300

流動負債

イ 買掛金

相手先	金額(百万円)
東芝ソリューション(株)	729
富士通(株)	564
(株)富士通パーソナルズ	424
東京ラインプリンタ印刷(株)	232
(株)富士通エフサス	125
その他	1,103
合計	3,181

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店 (特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故等により電子公告ができない場合、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.tkc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第42期）（自平成19年10月1日至平成20年9月30日）平成20年12月24日関東財務局長に提出。

2 四半期報告書及び確認書

（第43期第1四半期）（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出。

（第43期第2四半期）（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）平成21年5月15日関東財務局長に提出。

（第43期第3四半期）（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）平成21年8月14日関東財務局長に提出。

3 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成20年9月1日至平成20年9月30日）平成20年10月9日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成20年10月1日至平成20年10月31日）平成20年11月11日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成20年12月1日至平成20年12月31日）平成21年1月13日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年1月1日至平成21年1月31日）平成21年2月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年2月1日至平成21年2月28日）平成21年3月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年3月1日至平成21年3月31日）平成21年4月9日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年4月1日至平成21年4月30日）平成21年5月12日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年5月1日至平成21年5月31日）平成21年6月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年6月1日至平成21年6月30日）平成21年7月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年7月1日至平成21年7月31日）平成21年8月11日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年8月1日至平成21年8月31日）平成21年9月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年9月1日至平成21年9月30日）平成21年10月14日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成21年10月1日至平成21年10月31日）平成21年11月13日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月16日

株式会社 T K C
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 一浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成19年10月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年12月10日開催の取締役会において、自己株式を買い受けることを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月24日

株式会社 T K C
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 一浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 T K C の平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社 T K C が平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月16日

株式会社 T K C
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 一浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T K C の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年12月10日開催の取締役会において、自己株式を買い受けることを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月24日

株式会社 T K C
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 一浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T K C の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。